

第七十一回国会 参議院農林水産委員会會議録第九号

昭和四十八年五月十一日(金曜日)
午後一時十分開会

委員の異動

四月十九日

高橋雄之助君

補欠選任

棚田 四郎君

西田 信一君

塚田 大願君

渡辺 武君

四月二十日

高橋雄之助君

補欠選任

西田 信一君

高橋雄之助君

渡辺 武君

塚田 大願君

四月二十三日

高橋雄之助君

補欠選任

高橋雄之助君

高橋雄之助君

四月二十四日

高橋雄之助君

補欠選任

堀木 又三君

米田 正文君

初村瀧一郎君

山崎 五郎君

四月二十五日

高橋雄之助君

補欠選任

堀木 又三君

堀木 又三君

山崎 五郎君

初村瀧一郎君

五月八日

高橋雄之助君

補欠選任

堀木 又三君

堀木 又三君

五月九日

高橋雄之助君

補欠選任

堀木 又三君

堀木 又三君

中村 愼二君

初村瀧一郎君

出席者は左のとおり。

委員長

亀井 善彰君

理事

初村瀧一郎君

工藤 良平君

中村 愼二君

堀田 啓典君

委員

堀木 又三君

河口 陽一君

小林 国司君

佐藤 隆君

田口長治郎君

棚田 四郎君

鍋島 直昭君

温水 三郎君

平泉 渉君

足鹿 覺君

杉原 一雄君

辻 一彦君

村田 秀三君

吉田忠三郎君

沢田 実君

塚田 大願君

堀内 義雄君

大田 宗利君

三善 信二君

小沼 勇君

伊藤 俊三君

大河原 大二郎君

池田 正範君

中澤 三郎君

食糧庁長官

中野 和仁君

労働省労働基準局長

渡邊 健二君

建設省都市局長

吉田 泰夫君

自治省税務局長

佐々木 善久君

常任委員会専門員

宮田 秀雄君

労働省職業安定局特別雇用対策課長

永場 久治君

説明員

労働省職業安定局特別雇用対策課長

永場 久治君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○日本てん菜振興会の解散に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀井善彰君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

理事の辞任及び補欠選任についておはかりをいたします。

沢田実君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事の辞任及び委員異動に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事の辞任及び委員異動に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事の辞任及び委員異動に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事の辞任及び委員異動に伴い、理事が二名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀井善彰君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、理事に初村瀧一郎君及び堀田啓典君を指名いたします。

○委員長(亀井善彰君) 日本てん菜振興会の解散に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○足鹿覺君 最初に、本問題に入るに先立ちまして、昨日の衆議院の農水委で米の問題について質問があつたようでありますので、重複を避けては、現在の見通しはどうか見通してあります。さらに、生産者米価と消費者米価を分離審議するという御方針のようでありますが、それは事実であるかどうか。この点をまず伺いたいと思つてあります。

○国務大臣(堀内義雄君) 米価審議会開催の日程につきましては、いろいろの機会に私の考えは一応申し上げてはありますが、実はこれは農林省内でどういふふうにしてしようという決定をしておるわけではないのであります。国会のスケジュール等からいたしまして、私としての考えを申し上げておる。これは、現在参議院、衆議院でたくさんの方案をお願いしてある状況から見まして、たいせつな生産者米価を真剣にやるといふ上からは、私をはじめ農林省の省内で十分な時間的な余裕の必要がある、こういうことで、したがって、その見直しとしては、どうしてもおそい時期にならざるを得ない、こういうことを申し上げておるわけでありまして、しかし、幾らおそくとも、予約との関係からすると、そこにおのずから、そのことを歯どめというのをおかしいんですが、おそい時期の限度があると、こういうことを申し上げておるのでございまして、それが新聞などでの私の発言に伴

予測として七月中旬などという報道が行なわれておつたのを拝見しましたが、私として、いつと申し上げておるものではなく、ただいま申し上げたような、おそい時期、しかし予約との関係があるので、おそいといつてもおのずから限られると、こういうことであります。

それから生産者米価と消費者米価を分離してやるとか、その辺はどうかというところにつきましては、これもたいへん恐縮でございますが、はっきり分離しますとも、同時に諮問しますとか、そういうことは申し上げておけません。と申すのは、現在、米価についての作業というものは、省内で何ら行なつておらないのであります。諮問案をどうしようかということについての結論を得ておられないにもかかわらず、いや一緒にございませう、いや分離でございませうと言ふのもきわめて不見識ではないかと、こういうことで、食糧法に基づいて成規の手続によつて米価審議会に諮問をする、こういうことを申し上げておるわけでございませうが、たまたま私の考えが生産者米価、消費者米価を分けて考えておるんじゃないかという受けとられ方をいたしましたのは、昨年の例などをあげて、まあ消費者米価についての密接な関連というものが諮問の中に出ておつても、しかし現実には分離されたんじゃないかと、分離して行なわれたじゃないかというのを申し上げたのか、私が両者を分離して考えておるんだというふうに報道せられたのではないかと思ひますが、これはかりに消費者米価の関係について考慮しておつても、去年のようなことがあるではないかという私の所見をそのまま報道されたものと思ふのであります。

以上のとおりでございます。現在もつぱら国会の法案のほうの審議に専念しておると、こういう次第でございます。

○足鹿寛君 案あり、国会の法案審議には大臣が神威をともがらせるようなことは私は、ないと思ふんです。それはほかの要因であつて——法案そのものの問題は、ほかの要因によつていろいろな波乱が起きるか、起きないかということで、

法外外の要因によつて起きることなんで、大臣があまりそういうことを気にされると、ひょうたんからこまが出る、こういうことにもなりかねないと思ひます。その点十分御留意になつて、まさに対決法案というふうなものを当農林委員会がかかえておるはずありませんし、私はそういう理解でおります。したがつて、米価問題に對しては、休耕奨励金も打ち切られるわけでありまして、新しい視野に立つて、また国内需給も逼迫しておると伝えられております。世界的な食糧の不足、飼料の不足が伝えられておる時期でもあります。したがつて、十分世論に耳を傾けていかなければならぬと思ひますが、そこで一つ大きな問題ですが、米価審議会の構成については、この生産、消費両米価を同時に諮問するかいなかは別として、現在の構成方針を堅持していかなければ、その点いかがですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 私は、現在のところ、米価審議会の構成を變化すべき何らかの問題があるかということにつきましては、別段のことを聞いておらないわけであります。たとえば審議委員のどなたかの任期が来ているとかいうようなことで、これは審議委員を自動的に更迭するような要素がそこに出てくるのかと、そういうようなことも聞いておりません。ですから、私としては、今回の米価審議会の構成は、現在、現在の構成のままでいくものというところで、別段のことを考えたことはございません。しかし、いま担当の長官が見えまして、あるいは七月ごろになれば、こういうことがあるぞ、ということがあればお答えをさせていただきます。

○足鹿寛君 それは大臣の見解です。メンバーがどうなつて、構成方針はどうかということでは、

ては先ほどの申し上げたようなことで、現在のところ、生産者米価あるいは消費者米価の作業に入らなければならぬということでもなく、もつぱら国会のほうに専念しておるということにございませう。しかしまた、同時に、私が今度初めて米価審議会に臨むというに際しまして、特に従来との考え方を變えて、審議会の構成を變更しなければならぬというふうなことにしては、いままで何らそういうことを考えておりません。従来はきつたに從つて、従来の構成でやるほうが穩当である。こういうふうな私自身としては判断をしておるわけでございまして、そういう見地に立つて、かりに六月二十三日の任期がまいり、七月以降に審議会へ生産者米価をかけるという場合におきましても、大きなあるいは變更がないと、こう申し上げてよろしいかと思ひます。

○足鹿寛君 あともう一間伺ひますが、いままで述べましたように、食糧需給は必ずしも樂觀を許さない、そういうふうなことを反映してか、府県によつては一応割り当てた限度数量のワクを拡大して指示する、あるいは示唆しておる。そういう方針を知事その他県当局に伝えておる、そういう向きもあるようです。また、それを受けて、町村に對してワクの拡大を示唆し、指導しておる、こういうふうに見受けられますが、いわゆる伸縮するといふ方針でありますか。去年は余り米を相当地出して農家は相當な被害を受けております。長官御承知のとおりです。そういうことを極秘裏にやりやうになるのはなしに、堂々と需給の状態が若干心配なら心配だと、万全を期する意味において限度数量は拡大するんだ。するならば、するといふ、やはり基本方針をお示しになるのが私は、いやり方ではないかと思ふ。いかがですか、その事実がありますか。

○政府委員(中野和仁君) 本年度の予約限度数量の指示を、一月二十七日にいたしました際にも、各県庁に私から申し上げたわけでございませうが、それは、過去二年間の経験にかんがみまして、県によりまして生産調整をやる度合いが非常に違

ます。そこで、たとえば四十七年産米であります。五百八十万トンの政府の買い上げ、それから二百五十万トンの自主流通米も合わせました予約限度数量を示したわけでございませうが、實際問題として、生産調整との関係で、予約限度一ぱいまで予約できない県が出てくるわけでございませう。そういう場合は、一方では余り米が出なから、片一方では、まあ予約限度と實際の予約、それからあるいは出来秋の實際の政府の買い入れ、自主流通米の回り量との間に差がかなり大きくなつてまいります。これは現在の食糧の運営からして好ましいことではないかということが一つ。それからもう一つは、たびたび大臣からも御答弁ございませうに、本年度の生産調整におきましては二百五十万トンということになっておりますから、昨年の経験にかんがみまして、二百五十万トンの指示をしたわけでございませうが、二百三十万トンになつてしまつたというふうなことでありますので、本年はその二百五十万トンをこえて行き過ぎることがないようになすべきではないかというふうなことがありまして、私のほうから指示をすいたしたものは、予約限度数量に於いて適切に予約がされるようということがまず大前提でございませうが、県によりまして實際の予約数量が内示数量を下回る見込みのある場合には——内示でございませうから、各県集計してみますと、かなり県によつて予約が余るといふことがあります。その場合はもう少し予約のほしい県に回してやるということをするので正式の通達で出しておるわけであります。これが一つでございまして、いま先生御指摘のように、鳥取県知事も非常に御熱心に、この問題をわれわれのほうに言つてこられました。すでにそういう指示をしております。

それからもう一つは、いまもちつと触れたわけでございますが、出来秋になりましてやはり作柄が地域差あるいは個人差によつて予約のからワクが出るわけであります。本年度までの運用でありますと、それを一ぺんきめたものについては變更をしないということであつたわけでございませ

す。そこで、足鹿先生も御指摘のように、余り米がかなりよい出るといことになるわけでございます。しかし、四十七年産米の経験にみましますと、政府の買入れ数量が当初の五百八十万トンに比しまして、ただいまのところ五百四十一万トンというふうなことであります。需給需要を円滑にするためには、その穴がでるだけ少ないほうがよいんじゃないかと私は思っております。そこで、これはまだ検討をしておるところでございますが、出来秋になりましたら全体の予約限度数量、国全体の八百五十万トンは変えませんが、県によって穴があくというところを、県内の調整をやるようなことを知事さんにやらせてみたかどうか、これはいま検討しておりますわけでありまして、そういうふうなことで進めておるわけでございます。

○足鹿先生 本問題がいろいろありますからあまりくどくは、いすれまた基本問題の日程のときに申し上げますが、西日本では、私の県のみならず、島根がそうですね。それから佐賀がそうですね。いま工藤君にちょっと聞いてみますと、大分がどうもそういう傾向があるようですね。そういうふうにはやはりあなた方が限度数量のいわゆる伸縮をやられる。その伸縮については、やはり余り米との関係で農家に不利を与えない。またそのことが国内の需給逼迫に貢献をする。こういうことであるならば、私は各県の知事に電話連絡やその他ではなくして、やはり広く農民の意思に問うべく農林省の方針を明らかにして、そしてこの問題の処理をなさることが好ましいではないか。去年の余り米問題から考えてみても、需給逼迫の問題にいたしまして、そういうフェアな姿が私は好ましいと思っております。農林大臣いかがですか。

○政府委員(中野和仁君) 先ほど御答弁申し上げましたように、第一段階での六月ごろ予約の調整をいたしますものにつきましては、これは私の名前の通達です。県庁に全部指示してあります。あとで申し上げました分につきましては、ただいま検討しております。またその調整を要するの

は出来秋、とれてみた結果余り米がどれくらい出るかというものと関連がありますので、これはただいま検討をしておるところでございます。検討が済みまして、もう少し作柄の状況等わかりましてから正式に指示をいたしたいと思っております。

○足鹿先生 通達済みの都道府県名を資料として御提示いただけますか。

○政府委員(中野和仁君) 通達は差し上げたいと思っております。

○足鹿先生 まだこの米価問題、米問題は、一日やっても切りがないわけでありまして、これは本問題に入ります。

日本てん菜振興会の解散の問題ですが、本法案の廃止に至る経過及びその背景、そういうふうなことに触れてみたいと思っております。要するに、第一にお尋ねしたいことは、国内甘味資源開発政策というものは、今後、農林省としてどういう考え方に立つておられるのか。河野元農相が、日本てん菜振興会はもうろん、暖地ビートの奨励を勇断されて、海外の事情を調査し、各地の声を聞いて、私も、当時衆議院の農水委員会、昭和三十三年、三、四年ごろだったと思いますが、北海道はもとより、南は九州、大分、鹿児島、中国では、岡山、鳥取、東北では青森と、北海道と、各地の暖地を視察し、調査をいたしまして、日本の需要の五〇％程度を国内でまかなうのだ、こういう基本構想に基づいて暖地ビートの振興が具体化したわけでございます。その一環として、この振興会法案が提出され、われわれもこれに賛成をしたと、こういういきさつがあります。ところが、去年の十月御発表になりました主要農産物の需給見通しによりまして、きわめて甘味資源についての自給度が低い。現在二〇％程度と思っておりますが、きわめて低い。この問題は、畑地農業の資源開発としてお考えになっておられるのかおらないのかという、そういう見地から一つ問題があると思っております。

いま一つは、最近の国際糖価が私どもが予想した以上に高いようであります。当時の日本の暖地てん菜糖振興計画が、十年後にしてこの会の解散を余儀なくしたのは、一つには国際糖価の下落で、とうてい採算が合わない、という点からつぶれた。これは一つの大きな要因であったと思っております。いま一つの要因は、いわゆる畑地農業の基本的振興計画が、一環として取り上げられてなかつた。構造政策といひ、価格政策といひ、技術体系といひ、そういうものが総合的になされなかつた。特にてん菜糖が、暖地てん菜糖が失敗したのは、大分の新光製糖がつぶれたのは、あの大分の構想というのが、蔬菜の一番いい土地に、ニンジンやその他のものをやめて、てん菜糖を奨励した。そこには酪農がなかつた。いわゆる大根だけから砂糖をしほります。その菓葉の三分の二以上の重量を持つ、飼料として最高の価値のある酪農が、これに伴ってなかつた。岡山、鳥取は段地を、山の奥の段地を、段々畑を開発した。そこにはスプリングクラーもなければ、畑地かんがい施設もなかつた。基盤整備もなかつた。しかも酪農もなかつた。そういう無鉄砲な、われわれふんそのことを進言したのであります。無鉄砲ないわゆる奨励方針が、基盤整備その他の条件を整備を伴わないままに進行したということに、畑地農業の基本政策がなかつたことによって、今日のような行き詰りをみたのではなかつたかと思つて、いわんや、休耕転作を余儀なくしておられるような現状のもとにあって、日本の耕地の四六％は畑地です。おそらく休耕転作が行なわれ、都市の拡大によつて五〇、五〇以上のウエートを畑地は占めておると思つて、これに対して農林省は、基盤整備からその他一貫した政策がない。そこに私は、北海道では成功いたしましたものが、こういう状態にならざるを得なかつた。外国では成功しても、日本では実が実らなかつた。その点をいかに反省し受けとめていられしやいますか、その点を大臣からお聞きしたいと思つて、

○國務大臣(櫻内義雄君) 私は、いまのお話で、御指摘のような点も十分頭に置いて考えなければなりません。しかし、甘味資源作物としての昭和三十年、四十年、その経緯を見てまいりますならば、私は、自給率も若干ずつ高まつてきておると思つております。いまお示しのように、二〇％台でまいったのであります。さらに昨年十月の試算で申し上げますならば、五十七年を目標に自給率を二六ないし二八％に持つていこう。しかもその場合におきましては、国民の甘味消費量といふものがある程度上がっていくことも勘案して、そうしてそういう計画を立てておるのでございまして、この北海道以外の、失敗をされたという経緯については、私も率直に認める次第でございます。しかし、だからといって、それは甘味資源作物について全く失敗をしておるのかと言われますと、それは私は、ちょっと過酷ではないかと思つて、また、畑作農業の振興についての政策の不十分な点について、御指摘になられたわけでございますが、またそのためのいろいろなことからやるべき施策についての示唆もせられたわけでございますが、われわれとして、畑作農業の振興のために従来から行なつておる土地基盤整備事業、農業構造改善事業、農業団地育成対策事業等の施策を進め、また適切な価格政策を講じていくということは、当然われわれに課せられておる任務であるということで、鋭意その面で努力をしておるわけでございます。一つ一つの問題をおあげになつた点については、特に岡山や鳥取の場合をお示しでございましたが、それはまさにうまいかなかつたのでございまして、それらの点については反省をし、今後そのようなことを再び繰り返さないように努力すべきだと思つて、

○足鹿先生 別に、大臣を責めて私はこの質問をしていわけありません。いろいろそのとき、そのときの事情を異にしているのです。あなたがそれを御計画になつたわけじゃありません。何しろいま十数年、十有五年の歳月を経て、日本の農業といつても、何千年来の歴史を持つ日本の水稲農業といふものは、アジアの農村地帯に

おける一番安定した作物である。これは何といつても否定できない。農学博士が何万人あるか知りませんが、学位を取ったのはほとんど米並びに米に関連する学者である。あとのもので学位を取った者というのは、そうたくさんはありません。したがって、私は、昭和三十一年から二年、三年ごろに、議員立法でありました畑地農業振興法の審議会委員を、いまもお自民党の長老で御健在であります松浦周太郎さんが会長のとくに、畑地農業の振興に対する建議を満場一致採択をして申し上げ、そして、その当時の予算で五、六十万の金であつたと思いますが、いわゆる審議金を、研究会を組織しまして、京都大学の大槻博士を座長にし、畑地農業研究会——農研あるいは大学、学識経験者、実地の畑地農業経営者の代表等を含めて三十数名の委員会を構成して、私があつての労をとり、日本における畑地農業の動向という答申書も出して、本になつております。それと前後して、赤城農林大臣が、日本農業に対する警告というものを提出されたことは御承知でしょう。米寄りの政策に対して、もつと畜産、畑作にウエートを置くべきであると警告が出たのが、いわゆる白書の始まりであります。にもかかわらず、今日までやすきにつき過ぎた、今日の指導の中心である農林省の畑地農業の基本的欠陥は、これは率直にお認めになつて——決して櫻内農林大臣を責めておるわけではありません。過去をさかのぼつてお認めになつて、そして以下述べるような点について、お互いが建設的な、血の通つた議論がしたいから申し上げておるのでありますから、誤解のないように、いま一応御所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 足鹿委員がただいまお話になつた畑地農業改良の基本的方向と、そのために当時の委員会がたいへん御努力を願ひ、また、その答申をちょうだいしておるということは承知しております。

ただいまのお尋ねの点で、私が率直に申し上げたいことは、過去にさかのぼつての問題は、ちゃんとそこに実績が出ておるわけでございます。もうここで私が弁解する余地はないわけでありまして、畑作について一体どれだけの努力をしてきたのかと、こういうことになりますると、先ほどお話しのような問題点をおあげになつてお示しになれば、それはもう当然認めざるを得ない。また、かりにそういうことについて反省をせよと。それはもとより反省をすべきことでございまして、ただ、まあ私は甘味資源作物として、一体、最近の十年、十五年を振り返つてみてどうなのかと、こういうことになると、それはある程度、徐々ではあるが、自給率も高まつてきておるんではないか。しかし、畑作振興全体としての姿勢としては、われわれとして従来行なつてきた構造改善、あるいは価格政策、あるいは団地育成、そういうようなものは引き続き努力をして御趣旨に沿つていきたいと、こういうことでございまして、もう間違つてゐるところは、それは御指摘になれば、そのとおり私も認めるし、反省もしなければならぬと思ひます。

○足鹿委員 では具体的に伺ひますが、団地の育成といふ構造改善といふ、あるいは畑地かんがいについても、大臣、土地改良十カ年計画がありまされ、その中で、畑地に対する構造改善、土地改良、いわゆる畑地かんがいを含めた織り込み分量は何ヘクタールあり、どの程度の予算の計上があるか。小沼さんお見えになつておるようですが、特に、日本の水田といふものは、伝統があり、基盤がありますから、水利事業を一つ開発するにしてみても、あまりそう苦勞はないのです。だが、畑地農業になりますと、新しく——去年、笠野原の鹿兒島の現地を私は十数年ぶりに見てきました。感慨無量なるものがありました。あの黎明の池を掘ること、当時の寺園知事は、どれほど苦勞したか。また、私も現地まで行って農民の説得に協力をいたしました。つまり、畑地かんがいのないところに畑地農業の振興ということとはあり得ない。私の県へ来てごらんになればわかりますが、三千ヘクタールの不毛の広漠たる砂漠を、スプリングラーの普及によつて、いま葉たばこで三十億、蔬菜その他で二十億程度の生産をあげております。ところが、この補助率が低い。また、構造改善にしましても、水利からすべてを新しくやらなければなりませんから、受益者の負担が重なる。やりたいけれども、できないというのが現状なんです。そういう格差を承知の上で、現在の土地改良事業といふものは、きつめて画一的で、山も、山間地帯も中間地帯も、平地も、耕牧地帯も砂地地帯も、同じような一つの単価なり補助率でやられるところに、構造改善事業の効率が十分で、受益者の負担が高まり、ほしくてできないといふのが日本農業の現状なんです。いわんや、あと継ぎのない、前途の暗い日本農民が、そういうことに対して取り組むということに、ちゅうちょする原因があるだろうと思ひます。十カ年計画の中に占める畑地農業の構造改善事業の比重、面積から始まつて御答弁願ひたい。御答弁のできない点は、資料で御提示を願ひたい。

○政府委員(小沼勇君) 今回の土地改良十カ年計画では、先生御指摘のような畑地かんがいを含めまして、全般的な畑地の土地改良を積極的に進めたいといふことで、いわゆる畑地総合整備あるいは農道整備を中核にいたしまして進めることにいたしております。

そこで、一応想定をいたしております土地改良の畑地に関する分の事業量でございますが、十年間で畑地総合整備は約六十万ヘクタール、それから排水路を含めまして農道等の整備を約五十万ヘクタール、これは受益面積でございますが、全体として事業費で約一兆七千億といふことを十年間で考えております。

なお、重複いたしますけれども、畑地かんがいの施設整備については、関連する受益面積が約六十七万ヘクタールといふふうに考えております。なお、いままでの畑地の整備の状況でございますが、四十四年に土地改良の補填の調査をいたしました結果で、ポイントだけ申し上げますと、用水条件、畑かんの条件で見ますならば、畑かんの施設が必要なものの、この全体が百一十万ヘクタールでございますが、その中で施設があるもの、あるいは施設をやつてゐるもの、あるいは全体の二一〇程度でございまして、その意味では非常におくれているというのが実態でございます。したがって、これにつきましては、今後ただいま申し上げましたような考え方、積極的にひとつ進めていく必要があろうといふふうに痛感している次第でございます。なお、畑かん施設の必要なのが大体百一十万ヘクタールでございますけれども、畑かん施設が要らないものもございまして、これは大体百四十万ヘクタールございまして、全体で二百四十六万でございますが、この高生産を上げていく、あるいは作物の安定をさせていくというためには、やはり畑かんの施設がぜひとも必要であるといふところがかなり多いといふことがわかりますので、これにつきましては、この土地改良長期計画の方向の中で、ひとつ十分積極的にやつてまいりたいといふふうに考えている次第でございます。

○足鹿委員 農林大臣ね、お聞き及びのとおりでございます。つまり同じ農業といつても、水田農業に対する補助率と、畑地に対する補助率が非常に格差がある。で、現在はスプリングラーそのものには補助はないんです。ところが、いわゆる六十七万ヘクタールのかんがい施設を必要とするものに対して、画一的な補助率をもつて臨まれても、ヘッドまでしかいま補助が来ていないんです。ヘッドの上に、スプリングラーをまぐ、あるいはこのごろは、スプリングラーも移動式で大きなたなを組んで移動していきまますから、病虫害の薬剤の散布もかねて一緒にやりますし、肥料の両面散布もやります。ですから、そういうた多額な資金を要するものについては、当然補助率を検討なさる必要が私にはあろうと思ひます。でなかつたら、近代化をやりたいくても、団地形成をやりたいくても、ほんとうに魂の入つた畑地農業の経営というのは私はできないと思ひます。その点について再検討

をなさる必要はありませんか。

あなた方は西歐式の、昔から水田のない、ヨーロッパやアメリカの、カナダの農業のまねを日本になさろうとしたんですが、日本には伝統的な水稲農業というものが、それを優先しておやりになつてきた。しかし政策も同時並行して畑地農業も、これのおくれを取り戻すためには、優先的ないわゆる補助率のアップもやり、受益者の負担の軽減も行ない、団地の形成を行なわなければ、新産地の開発もできないではありませんか。私はその画一的なものに対する再検討をおやりになる意思はないか、これを聞いておるんです。

○政府委員(小沼勇君) 事務的な点だけ先に申し上げますが、県営の畑地総合整備では、内地では補助率五〇%、離島では五五%、畑地かんがいになりまして、補助率が内地で四〇%、離島で五〇%ということでございますが、現在の傾向といつたしましては、単純な畑地かんがいよりも、いろいろのものを総合して行なう畑地の総合整備事業の方向に、全体が移行しつつあるというふうにも見受けられます。ただ、このかんがい施設、畑地かんがいの施設等を一般的にやっていく場合に、立ち上りのところまでの部分が、御指摘のとおり補助でやっておりますが、それからあとは、それぞれ融資等でまかなつてもらうということになっておりますから、その点では、今後検討をすべき問題は残つておるかと思ひますが、直接個人の施設につながる部分ということで、現在までは土地改良でもそのスプリングラーのところまではいいないというのが現状でございます。

○国務大臣(櫻内義雄君) 私の記憶が違つておつたらまた訂正しますが、先ほど局長の御説明の中にもございましたように、畑地かんがいの施設があり、または既に事業が遂行中のものが五%ぐらい、そして全然施設のないものが三六%をこえる。その他は一応施設の必要がないという判断に立つておるわけですが、わずかにやつておるのが五%見当で、あと三六%を上回るものがあるかないか、こういう状況のもとに、一体これか

らの畑作振興をどうするかということになると、やはり施設のないものがこれを急ぐ。スプリングラーの有効なことはもう言うまでもなくお示しのとおりだと思ひますが、そういうことを考えますと、もっと積極的にいろいろ考えたと思ひますけれども、まだ何ら施設のないものも相当あるということになると、そのほうへ先に補助金などどんどん出したい。まあ基本的には申しわけないんでありますが、しかし一方において急ぐものもあると、そうであれば、補助率を上げるというよりもむしろそういう施設のないものをまず急ぐ。そしてさらに必要なものについて補助をしていくというふうな一応考え方が先に立つわけでございますが、しかし、農民の皆さん、畑作農業の皆さん方の非常に要望し、喜ばれるものについて、今後積極的な検討を加えるということについては異論はございません。

○足鹿寛君 もう一言だけ付言いたしますが、これは畑地農業について再検討するといひます御言明がありました、私は期待いたしております。しかし、水田の場合でもそうですよ、大臣。水田の場合の基盤整備事業をお考えになつても、いま十アール当たり約二十万円ぐらいと踏んでおられるでしょう。もっと高いかも知らん。二十万円とかりにいたしましょう。ところが、段々畑の山奥の基盤整備がおくれているのは、過疎地域におけるこれは自然的諸条件の克服のために三倍の補助率なり、単価の引き上げをしなければなりません。中間地帯は平地の二倍を見なければなりません。平地の二十万円を中間地帯で四十万、奥地帯では六十万にして初めて私は、バランスがとれると思ひます。大ざっぱな議論です、これは。それだけ格差があるにかかわらず、あなた方の従来の構造改善事業を見ておると、画一的に、同じ補助率で、同じ補助単価で進めていかれておる。平坦地の都市周辺の見やすいところからおやりになりますから、できたところが片っ端から市街地の形成になるんです。農林省が金を継ぎ込んで都

市のベッタタウンをおつくりになつておるので、悪いとは言いません。日本国民が活用するわけでありまして、悪いとは言いませんが、むしろ日本農業をこれからささぐていこうというには、都市周辺は虫食い状態になり、現に区画整理はほとんど完了しておるので、中間地帯から奥地帯に、いわゆる構造改善なり土地改良なり、あるいは耕地の拡大をはかつていく段階が来ていると思ひます。こういう点について、いわゆる平坦地と中間地帯と、山間地帯、畑地。この畑地も、いわゆるかんがいを要しないところと、かんがいを要するところというふうな、画一性を正して、いわゆるその地域の特性なり条件に即応した補助率や単価をおきめにならない限り、あなた方が団地形成などと、きれいなことをおっしゃつておられますが、ごらん下さい。借りた補助金の融資の残金を戻すために、みんな兼業に行つておるんじゃないやありませんか。農業で借金が残るまで、全部兼業に行つておるのが今日の日本農民の姿ではありませんか。しかも出かせぎの悲劇を繰り返しているのが奥地です。構造改善からも見放されておる。やや、ここの予算で環境整備費を少しお認めになつておるようですが、十四億ですか。どうしてそんなところでこの奥地の環境の整備や基盤整備が進みますか。私は、農政は作文であつてはならぬと思ひます。少なくとも平穩無事のときには、それでよろしいが、今日のような、日本の農業が断崖の上に立たされておるときに、いまのような、農林省が画一主義をとつて、きれいなことを言つておられるようなことでは、私は納得がまいりません。櫻内大臣も、二期の農林大臣をおつとめになつておられますから、私はあえてききようは苦言を呈したいと思ひます。いままでの画一農政をもつと再検討なさい。政治家としての見識によつて私は対処していただきたい。そのことを何つておるんです。私はこまかいことは申しません。基盤整備の矛盾は、私がいま指摘したことは間違いないと思ひます。いかがですか。この点を十分ひつと御検討いただきたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 足鹿委員は、もうほんとうに詳細に、すみからすみまで御承知の御質問なんで、お答えしにくいんです。率直に申し上げて。
「委員長退席、理事初村龍一郎君着席」
ところが、私は、やはり私の見解も一応申し上げておきたいと思ひます。というのは、まあ平坦地の場合、現在これが都市周辺なるがために宅地などに転用される場合、また虫食いの状況が出てきておるということを私は否定はいたしません。しかし、全体をながめて仕事をやる場合に、先ほど申し上げたように、国としてやはり、能率のいい、生産のあがる、そういうところで仕事ができるかというのであれば、そこに土地改良事業をやる、かんがい排水をやるというのは、私はこれは自然の理だと思ひます。そしてそういうところをやりながら、さらにそのおくれのおとところへ手をつけていくということ、どうしてもこの順序にならざるを得ないと思ひます。そこで一応そういう大きく仕事されるようなところが、おおむね国営である、そして続いて県営である、あるいは団体営であるというふうな、そういう区分のもとで仕事をし、その奥地のほうの、国からの目が十分届かないところについては、また県がそこに補いつけてやる。そのためには、若干のそこに補助率等の差が出てきておつたと、こう思ひます。しかし、平坦地のほうが進んでまいらなければ、お示しのとおり奥地が大事であるということから、受益面積につきまして、山村や過疎地域はその採掘基準を相当低める、こういうふうなことを考へて進めてきたわけでございます。ですから、国としてのとつておる方針は、どうも足鹿委員が言われるように、農林省けしからん、全く画一的じゃないかというところは若干御批判が酷ではないかと思ひます。そうしてもう一言申し上げておきたいのです、足鹿委員の言われましたことは私もよくわか

ります。また現状がどうなっておるかということもよくわかります。したがって今後の畑地かんがいを考える場合に、畑作の経営を考える場合に、もっと山村僻地について十分考慮をせよというところにつきましては、私も心掛けてまいりたいと思つておられます。

○足鹿寛君 私は、農林省の態度が、方向が一応定まっておるけれども、具体的な対応が欠けておると言つておるのです。決して酷な批判を大臣、私は、していいと思つておるのです。この点はあなたの受けとめ方が少し御理解が浅いんじゃないかと思つておるのです。そういう受けとめ方はひとつ、それこそ酷ではないか、酷な御答弁ではないかと思つておるのです。まあやりとりはやめまして……

とにかく、画一性打破のために、来年度の予算編成に私は大きく期待をいたしますが、当分あなたも農林大臣の座は動かぬと思つておるのですが、ひとつ、どうですか、見識を示していただければ、大臣、よろしく頼みます。

○国務大臣(櫻内義雄君) まあ私、任期のことは別といたしまして、誠意をもつて事に当たることがお望みを申し上げる次第でございます。幸い間もなく七月、八月、予算編成期になつてまいるのでございまして。そういう機会におきましては、御意見を十分尊重しながら努力をいたす考えでございます。

○足鹿寛君 農相が、おそらく佐藤内閣成立以来その終えんまで、大臣のかかること、七年六カ月に八人、今度田中内閣発足以来あなたは二度目でありました。ですから、私は、農業のような長期的な計画の必要なものを、赤城さんのように、一首相のもとで二回、三回と再任をされるというて、間が切れております。こういうことでは、私は、日本農政の前進は、いわゆる官僚まかせというところにならざるを得ない。政治家の見識ある思い切つた政策を断行することが困難ではなからうか、かように思います。やはり道所適材だと。私は、櫻内農省大臣の誠実な人柄と、きわめて行動性のある点を評価しておりますが、そういう意

味から、もっと腰を落ち着けておやりになつていただきたい。これは、次にどういふ人がなられるか知りませんが、ポストはなかなかかえるべきでないというのが私の持論であります。そういう点から考えてみまして、いま日本の農政を動かしておるものは、実は農林大臣ではなくして陰の人だという世間の声がある。つまり米価審議会の会長、農政審議会の内閣諮問機関の会長、それから農業技術会議の会長、アジア経済研究所の所長。こういう日本の内政から経済外交のかなめを握つておる人がいるんです。私は個人的に攻撃しておる人ではありませんが、いつも親しく会話し合つておられますが、この人は十年にわたつてその職におられるわけです。技術会議は、かつては普及局でありました。改良普及局であった。われわれのいま同僚議員であります増田盛君が最後の局長であつたと思つておる。増田君が局長のときに、先ほどの畑地農業研究会を、非公式でありましたがつくつておられ、鋭意一年間にわたつて努力したわけなんです。したがつて、私は技術会議のあり方については、いままが、私も二十数年来国会に議席を持つが、私も全く知らない人、財界人も交えておる。しかも、それは諮問機関であるのか、週に一回、月に一回、会合があるか、ないか知りませんが、その上の会長は、アジア研から給料を取つて、そして農政審議会を握り、米の価格の米審を握り、ここがですね。部外局のような姿になつておる。この前も内閣委員会では、この議論をいたしました。まづですね、内局ではない。こういうところにも私は、畑地農業に対する技術一貫体系というものが今日まで完成しないゆえんだらうと思つておる。つまりですね、私は、この際、大臣に提言をしますが、中津事務局長からも御答弁願つてもけっこうですが、大臣にかつて御答弁になる、大臣として御答弁になるのはけっこうですが、

つまりですね、行政機構なら行政機構で一本筋を通して、普及局なら改良普及局を通して、技術の総合研究会であるならば、いわゆる現地の農業で汗水をたらしておる農民の声を聞く、あらゆる学識経験者を網羅した専門の技術審議会があつてよろしからうと思つておる。国の農業試験場にも運営審議会がありません。県の試験場にも、運営審議会を私は長いこと提唱しておるものですが、ありません。どこに民意の浸透があるものですか、ありません。そこで発表されるデータは、ほとんど応用ではなくして、いわゆる細分化された、きわめて限定されたデータの発表であり、学位論文の一部分を形成するものであり、あるいは著書の準備に使われる研究であり、したがつて、そういうところに農業の農民が日役を倒して見学に行くような現在現状ではありません。だれがいま本気になつて……数々の試験場がありますが、見に行く試験場はもう限られております。それよりも現地の団地や農業家を調べに行きます。生産組織を勉強に行つておる。つまり農民から遊離した試験研究機関のあり方、農業技術会議のあり方、そういうところに私は非常に日本の農政のネックがあると思つておる。マンスホルトプランを読んでもみても、あれだけの緻密な、いい悪いは別として、緻密なものがびしやりと出ていくのは、実に見上げたものです。それは総合性があり、指導性が強いからではあります。それは櫻内大臣に私は期待いたしますが、技術会議とその末端につながる国立、都道府県立農業試験場に今度メスを入れて、まず手初めに運営審議会のごときものを試験別につくり、民意の暢達をはかり、農民との一体的なものがあつて、ここに初めて新しい農民の創意くふうが生かされる。また研究者の技術が生かされるという体系をお組みになる必要はありませんか。また技術会議のあり方について再検討を加えられる御所信はございませんか。私はこの問題はきわめて重要な問題だと思つておる。ヨーロッパ風のりっぱな生産団地をおつくりにならうと思つても、それは行政には限界があります。あとは技術と農民の自力更生です。これを呼び水にするあなたの方の助成、指導でございます。それなくして、一朝一夕

に日本農業が近代化されても、私は農民が負うものは借金であり、それを戻すには兼業化していかざるを得ないというのが繰り返されるのではないかと思つておる。要するに、一つの転機に來た日本農業に対応しなければならぬとき、日本てん業振興会を解散するといふ、こういう悲劇を二度と繰り返さないために、技術会議や試験場のあり方について御所見を承つておきたい。

○国務大臣(櫻内義雄君) 農林水産技術会議に対して、高度な御見識でいろいろ御所見を賜つたわけでありまして。いろいろな角度から検討すべき点もあるかと思つておるが、まあ私は人情にからまされて言うわけはございませんけれども、実はこの農林水産技術会議が河野農林大臣当時に、河野先生の発想で、これが、従来の試験研究機関を統合して新たな発足を見たものであるという記憶を持つておるものでございまして。

まあ河野先生御存命であれば、おれの考えと意図するところとは違つておると、足鹿委員の言うとおりだと、そう言われるかもしれないが、まあそれだけに私は、この農林水産技術会議というものが、せつかく河野農政当時の産物であるならば、お話しのようなりっぱなものに完成をしていく必要があるということを、まあ河野先生につながる一人として痛感をする次第でございます。

ただ、ただいま具体的に種々御所見がございまして。しかし、私はもう自分自身が自認しておるように、その御指摘されたとおりをやるべきかどうかというところについては、遺憾ながらきょう先生の御所見、初めて伺いましたので、まあその非常な参考になる点も承りましたし、なるほどと台点のいった点もございまして、にわかに、それなら足鹿委員の言われたとおりにやるべきであるというふうな、そのお答えをすべき十分なる私としての自信のないところでは、率直に申し上げたいと思つておる。しかし、私としては、せつかくこの河野先生当時にできた農林水産技術会議が、りっぱなものに成長をすべきものであ

るというふうに思いますが、また、この現在の機構を見まして、百三十人からの人員があり、五課長、研究管理官九人、そのほかに研究総務官もおれば、研究施設計画室もあるというようにことを考えていきますならば、これは相当な機関である。これが有効適切に働くならば、農林省の農政遂行上に非常に寄与する点があるというところを思わざるを得ないのであります。そういう点から、ただいまの御意見につきましては、私としてもよく検討させていただきます。具体的な点につきましては、事務局長も参っておりますので、お答えをいたさせていただきます。

○政府委員(中澤三郎君) ただいま足鹿先生からほとんどきびしい御批判をいただいたわけでありますが、事務局長の立場からお答えをしたいと思います。

ただいま大臣のお話にございましたように、農林水産技術会議ができましたのは三十一年でございますが、当時、技術会議がつくられました意図としては、三つあったらと思うのであります。一つは、当時の試験研究機関が各行政部に属しておりました。そういう状況の中でつくられた目的は、三つあったらというふうに考えます。

一つは、数多い農林水産関係の試験研究の総合化という問題でございます。もう一つは、試験研究の拡充強化、それからもう一つは、これは先生の御指摘の中核になると思うのでございますが、試験研究と行政との連絡の強化、こういう三つの大きな目的を持って発足したというふうに考えるわけでございますが、ただいま申し上げました始めの二つの試験研究の総合化、あるいは施設の強化とか、それから予算の獲得とか、あるいは研修制度の向上というふうなものにつきましては、これは事務的なことだけでなくて、やはり相当な成果をあげてきたというふうに考えるわけでございますが、第三点の行政との連絡の強化という面から考えますと、従来、行政部に属しておいた試験研究機関を離れた形になったわけでございますので、特に留意しなければならぬ点であったんだ

ろうと思うわけでございます。組織的にも、形式的にも通常の行政部に属しております当時と比べますと、やはりそこには何かと、間接的な関係になりますので、行政機関におきましてこの試験研究機関のあり方という意味におきましては、そういう観点からすれば、格別な留意をはかつていかなければならないと思うのでございます。そういうふうな考えますと、これまで技術会議事務局で、そういう面での強化方策をいたしまして、各種の措置を講じてきておりますけれども、行政としての関係におきましては、研究行政連絡会議、あるいは地方の段階におきましては技術連絡会議、それからブロック会議等を開きまして、地方農政局はもちろんです、県の試験研究機関、それから普及員に定期的に集まっていたり、あるいは現場から問題をあげていただくなり、あるいはまた試験研究の成果を下に流すというわけです。普及流通をはかってまいっておるわけでございます。しかし、そう言いつても、やはり御指摘のような面につきましては、なかなか運営上、じゃ、はたして現に非常にきびしい御批判がございしますように、そこに行政との連絡、ことに農業の現場との関係におきまして、十分な成果をあげているかどうかということになりますと、ただいま御批判がございましたように、事務局自身といたしましても、なお気になる点が多いわけでございます。特に、まあ先生の御提案の中にありました技術会議というふうなものを、現場において従来から先生が、たとえば果の段階なり、地域の段階において、農業者なり農業団体の人たちが含めた、いわば現場における技術会議、そういうものを持つ必要があるんじゃないかというふうなことに、関係する機能は、従来からも一部行なってきたりしております。たとえて申しますと、現在の中央にございします技術会議自身が現地に年に一回か二回行きますと、先生の御趣旨のような会合を持っております。あるいはまた最近におきましては、地域の農業試験場とか、それから専門場所、果樹とか野菜とかの専門場所、やはり農家の中に入つて、

つまり役所としてそこに来る人を持つということだけでなくて、農家の中に入つていきまして、座談会をして、試験研究の内容を御説明をし、あるいはまた御批判を受け、あるいは要望を聞くというふうなことをやっております。しかし私は、やはりいま御指摘を受けましたような観点からすれば、これをもっと拡充する必要があるというふうに考えております。つまり、制度論という意味でなくて、先生のおこころは制度論であると思つてございまして、機能的にもう少しこの面の拡充強化をはかる必要があるのではないかと、そういう努力をしてみたいと、まあこれ私、事務局長としての考え方でございますが、

〔理事初村謙一郎君退席、委員長着席〕

もう一度その面の努力を十二分にしたいと、いろいろな方々の御批判を承つてみたかどうかというふうに考えているわけでございます。

○足鹿君 いや私は、私の言うとおりにないんじゃない、大臣、そういう態度で非情なことを私は申しておられません。私は問題を指摘し、私の所見を申し上げて、いろいろと御所見を承つておるわけでありまして、ですから、そういう点については、きわめて謙虚な、私は言ひ方がきついかもしれませんが、きわめて謙虚な提言を行なつておると、こう受けとめていただけてけっこうです。十分にその点は御認識おきいただきたいと思ひます。

ここで、行管がおいでになつておるようでありますので、承つておきますが、鳥取行政監察局は、先日、農地保有合理化促進事業について監察結果を公表しております。新聞に出ておりますが、結論的には、昭和四十六年度に発足をし、すでに足かけ三年を積み上げた、いわゆる農振法による農地領土宣言に基づくこの具体的施設はほとんど活動を開始していないという現状です。残念ながら私の県が指摘を受けて、知事に勧告が出ておりますが、それによりまして、その業務目的である実際の零細兼業農家や冷背離農希望者から農地を買い上げ、経営規模拡大希望者にこれを売り渡すことが業務であり、で、買い入れには三分の二の国庫補助金というものが要すると、借り入れ金の利子のうち三・五割をこえる部分については国庫の補助の利子補給という有利な条件があつても、この二年間に鳥取県の同社が買い上げた面積は、農地においてたつた十六・二ヘクタール。四十七年度に二百五十三・五ヘクタール、これは大部分開墾しなければならぬ原野だということでありまして、これと別に、四十七年度に田畑合してたつた十二・六ヘクタールというものを買い上げておる。それをどういふふうに分けをしておるのか。一体、農林省はかつて当委員会、当初私もその審議に参画した一人ですが、農地の虫食いを回避するためにあえて農振法を制定し、領土宣言だと力んだが、その実践の出先機関はこれのていたらくであります。監察結果を明らかにされると同時に、その結果に基づいて農林省としてはいかに受けとめておられるか。このようなことで日本の農家の経営規模拡大がはたして期待できるかどうか。まず行管から実際の御報告を願ひ、これに対する農林省の御所見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(大田宗利君) ただいまお尋ねの監察につきますのは、ことしの二月から四月まで現地を調査いたしまして、四月の終わりに鳥取県庁に所見表示をいたしたのでございます。その内容につきましては、ただいまの先生のほうからもお示しいただきましたんですが、四十六年度発足以来実績があまりにも進んでいない。それで計画に對しまして具体的に申し上げますと、四十七年度は二三割ぐらいから進んでいない。それでこういう実情を改善いたしますには、どういふ方法をとったらいいかということ、その内容を県のほうに所見を申し上げたわけでございます。その改善方策でございますが、第一に、鳥取県はたしか三十九市町村だと思ひますけれども、その中で農振法の適用を受けているのは二十二市町村だと思ひます。その中で十四市町村が整備計画をつくつていて、非常に活動範囲が

狭いという点が一つでございます。それからもう一つは、これは農地法の施行令に基づく指定でございますが、これが全県下で五町村からないというところで、全体的に鳥取県の中の活動分野は大体市町村数の半程度でございます。というところでございます。そういうことで非常にその活動の地域というものが狭いわけでございますが、ただ鳥取市の一部、あるいは倉吉市、あるいは関金町というところでは、事実上そういう活動をやっておるわけでございまして、そういうことで、農地法の施行令の運用によりまして、もう少し地域を拡大すれば活動の範囲が広がるということで、その辺の検討をひとつお願いしたいということで、それが一点でございます。

それから第二点につきましては、鳥取県で基本方針がつけられております。その基本方針とそれから事業を実施します開発公社との計画との関連性、それから市町村の整備計画との関連性、これを何か結びつけて、有機的に結びつける方法を検討したいということでございます。

それから第三点につきましては、こういう事業には、やはり現地の農業者あるいは農協の方たち、そういう方たちのやはりこれに対する認識というものが非常に重要でございます。そういう点で、そういう面のPRが非常に不足しておるということで、そういう活動の徹底をはかっていただきたという大体三点でございます。

○足鹿寛君 これは、私のたまたま県の監察当局が、あなたの方の出生地でおやりになったんですが、全国的におやりになっておりますか。また、全国的に今後この事業の実績を監察して、一つの重大な問題として取り上げていく御意思がありますか。大体この市の監察をおやりになった地域は、どことどことですか。これからやろうとするところは、どこですか。

○政府委員(大田宗利君) この監察につきましては、全国的に実施します中央計画監察と、それから現地的に各局で現地の実態に応じて実施します地方監察というふうな二つに分かれておるわけで

ございますけれども、これは鳥取局が現地の状況を一応把握いたしましたので、その結果何とか推進しないといけないということで、鳥取だけが独自に実施したものでございます。そこで、これから全国的にこの監察を実施するかどうかというところでございますけれども、現在本庁では今年度の重点といたしまして、土地それから流通機構問題、それから産業公害問題ということに重点的に実は取り組んでおるわけでございます。それでこの結果を見まして、全国的に実施するかどうかというところを検討してみたい、そういうふうに思っております。

○足鹿寛君 他の県でおやりになったところはなんでしょうか。

○政府委員(大田宗利君) これは、各地方局で実は独自に実施しているものでございます。実はこれがまじりましたのはまだ四、五日ぐらいからたつてないと思っておりますけれども、あるいは全国的に調べてみまさんと、実施している局があるかどうか、ちょっといまのところは、判断できませんけれども、報告はまじっておられます。

○足鹿寛君 一ぺんそれを照会されて、やつたところの成果を当委員会に資料として御提示がいただけますか。

○政府委員(大田宗利君) ただいま、ほかの局ではやっていないのでございます。

その結果につきましては、御報告申し上げる次第でございます。

○足鹿寛君 これは農林大臣なり、水沼さんでもけつこうですが、私は、四十七年度に二百五十三・五ヘクタール買った未墾地を、不適地と称して、他の企業体に転売している事実があるという聞いているのですが、それは合法的ですか。そういうことが、頭から測量をし、わずかな土地を買って、始末つかないうちに、いわゆる企業体に売るというようなことは、あつてはならぬと私は思うのですが、この種の事業に、乱開発に拍車をかけるようなことを私はやはり戒めなければならぬと思っております。悪意ではないと思いますが、買ってみた

が、悪かったと思うことはあるでしょうけれども、私は、ちょっとこれは意外に思うのですけれども、具体的事実はまだあとで――別にこれを公開する必要もありませんから、あとで申し上げますが、法規上差しつかえないのですか。乱開発がこれだけ問題になっているときに、よほど運営上あなた方はしっかりされぬと、抜け道になる危険性があるのではないかと、私は心配いたしました。いかがですか。

○政府委員(小沼勇君) この農地保有合理化事業として補助事業の対象になるものでは、そういうものは認めておりません。したがって、もしあるとすれば、それは補助等を受けてやっていると、その公社が、保有合理化事業としてではなくて、その公社が、独自の仕事として、付帯的にやつたものではないかというふうな思ひでございます。その点は事実をよく調べてみないとわかりませんけれども、おそらく考えられるのはそういうことでございます。したがって、その法人の事業内容、定款によって保有合理化事業以外に、付帯的にやり得る仕事の範囲に、そういう土地を取得して売買するといふふうな項目が入つていれば、それについては差しつかえないわけです。ただし、主体の事業は農地保有合理化事業そのものでございまして、それから、そういうことが本体になって、それが本来の業務であるような形は認めておりません。

○足鹿寛君 小沼さん、おかしい御答弁ではないかと思うのですが、こんなことに時間を食つてもいけません、全国この種の農地保有合理化法人の創設以来、今日までの取得農地あるいは取得未墾地、田畑別、未墾地別、既耕地別、未墾地別取得売り渡し、その状況はどうですか。

○政府委員(小沼勇君) 四十五年から四十六年、四十六年度までが出ておまして、四十六年について申し上げますならば、全国で買い入れた農地が二千九百五十二ヘクタール、三十三億五千二百万で買っております。それから未墾地、四十六年度は、未墾地は四千四百十三ヘクタール買っております。この金額が約二十四億円でございまして、全

体です。なおそれは買い入れてございまして、そのほかに借り入れしておりますのが、四十六年度は百七十六ヘクタールということになっております。一方売り渡しのほうは、それぞれ農家に売っているわけでございまして、農地で売り渡し四百ヘクタール、貸し付け百八ヘクタール、未墾地で売り渡しが百七十八ヘクタールという状況になっております。

○足鹿寛君 大臣、お聞き及びのとおりです。商社に劣る――一商社に劣るのです。全国この種の農地保有合理化法人の業績が、こんなことで国策といえますか。私は別に事を荒立てようとは思いませんが、岡山県備中町においては、ある商社が千八百ヘクタール、普通の農地を買い占めておるんですよ。用途制限も、くそもないじゃないですか。開拓地は、鳥取県においては二千ヘクタール以上買い占められておるんです。その中に、だれがどういふふうな介入をしておつたというふうなことを、私は、この際言うことは必要ありませんから申し上げませんが、まことに、事志と違つて、いろいろな機構をおつくりになりましたが、その機構がフルに効果を発揮してない。しかも離農者あるいは規模拡大者との関連において、経営規模を拡大していこうという本来の耕地面積の拡大が、こういうことで、しかも乱開発、大手商社の土地買い占めが、調整地域も、農業専用地域も、くそもない、片っぱしから買いあさられていくという状態のもとにあって、いかにこの事業が不振であるかという点については、私は重大な御反省をなさつて、先般、予算委員会では、そこまで申し上げませんでした。もう少し、おやりになるならば本気でやりになられたい。いかがですか。

○國務大臣(橋内義雄君) 弁解ではございませんが、この農地保有合理化法人の発足後、間がないと、こういう点もございまして、また、原則として、農業振興地域を対象にして、農地移動の適正化あつてを軸としての売買、交換、賃貸を行なうと、こういうことでありますから、御指摘の

商社が自由に、金に飽かして買ひあさるというのは、おのずからこれは事情が違ふわけでございます。ただ、私も遺憾に存じますのは、この事業促進のための予算の消化が、どの程度であったか、こういうことになりまして、半分程度しか消化ができておらないという事は、それだけ努力が足りない。発足後、間がないので、相当控え目な計画であるにもかかわらず、なお十分な予算消化ができておらないという事は、これは御批判を甘んじて受けなければならぬと思ひます。そういうことで、商社との比較という事でなしに、農地保有合理化促進事業自体がうまくいっていないという事に受けとめたいと思ひます。まあ、そういうことを申し上げるかと申し上げます。ならば、商社の買ひあさりの大きな目標は、移動に集る原野などが一番目標になっておるようでございます。また、農地等につきましては、実態的に見ますならば、転用の許可というものがなければならぬのでございまして、それを金銭授受、仮登記、こういうようなことを行なつておつて、転用の許可というものがあつたら行なわれてくる。もちろんその場合に、厳正な審査をしておるのでございまして、場合によつては、不当なものはそので防げるのでありますが、しかしその買ひあさりの実情というものは、金銭の授受あるいは仮登記などで実際には相当行なわれておるという事を、まことに遺憾に思つておるのであります。ですから、この商社の買ひあさりにつきましては、これはもう事前に情報を得て、そうしてそのようなことのないようにつとめるという事で、別途に商社の土地買ひあさりについては対応している。あるいは今回お願いしている森林法の改正によつて、山林、林野の買ひ占め等を行なわれないようにしておる。こういうことでございまして、ただいまの御指摘の点からは、われわれはもつと本来の目的に沿う農地保有合理化事業の促進につとめると、こういうことに努力をいたしたいと思ひます。

○政府委員(小沼勇君) ちよつと補足をさせてい

ただきたいと思ひますが、四十八年度の計画で、一応予算は四十七億計上しておりますが、買ひ入れで六千六百六十三ヘクタール——農地で六千六百六十三ヘクタール、未墾地で七千二百四十ヘクタールということにございまして、私もだんだんこれを拡充していきたいと思つておりますが、一挙にこの大規模にふやすわけにもまいりませんが、現在全国でできておる法人が三十六でございまして、各県全部というところまでいっておりません。そういう法人をつくりながら、こういう事業を軌道に乗せていくという事を、これから大いに努力してまいりたいという事で考へておりました。商社等の買ひ入れと比べますと、はなはだ小さいものであるという御指摘はあつかうと思ひますが、まあ四十六年に始つたばかりでございます。これからひとつ大いに努力してまいりたいと思つておる次第でございます。

○足鹿寛君 できたばかりのものを賣めるわけじゃありませんけれども、これは県のほとんど農林部長とか、次長とか、あるいは課長とか、あるいは地方振興局の局長とか、そういう上りがみんないやうなものです。ですから、どこにどういふ農地があつて、どういふふうに売れるかといつたら、もう頭の中にちゃんとあるのです。それがわからないうで、そういうところへ出ていく部長や、局長などです。それは小沼さんねえ、いまの大臣もおっしゃつたけれども、日にちが浅いという事については同情しますけれども、私は、それを理由に、あまり掲げられることは、あな方としては適當であるかどうか、疑わざるを得ません。もう少し真剣になつていただきたい。それからいま調べておりますけれども、たしか民法七百八条だつたと思ひます。たとえば千数百ヘクタール——それは農林大臣の、この間の予算委員会における私の質問に対する企業の土地の買ひあさりに対しては、いわゆる仮登記を受けたら、売買契約をしたものについては、なかなかむずかしいという御答弁だつた。きょう資料を、私あわてて、私も病氣中であつたものですから、持っ

てきておりませんが、七百八条だつたと思ひます。不成就の場合は——私が小沼さんに千ヘクタール売つた、ただしそれは農地法上で売つていませぬから、仮売買契約ですね。私が予算委員会で説明をした、問題にした土地は、明らかに開拓農地です。これは六十ヘクタールばかりですが、これはみんな農林大臣の認可事項です。ところが、所有者は、売買契約をして金を受け取り、下山して行きます。しかし、農地法三條の資格のない者が買ひ受け、地目の変更の許可が出てないからどうにもならないんです。転売の許可権は、農林大臣が握つていらつしやるんです。それは民法七百八条だつたと思ひます。あるいは八百七条か、とにかく調べてもらつておられますが、事が許可が出なかつたときには、私がいやうな事でも不成就で、いわゆる金はもらひ得て、これは学説的に議論はありますが、法学上の問題になつておる点です。農地法上、農地の売買は、厳重に農地法三條に基づいて、自作農たる者、あるいは一定面積以上は農林大臣の認可を受けて初めて売買ができる。その認可を受けず、仮登記や売買契約をもつて金銭の授受は済んでも、移転登記ができないです。したがつて、これは農地法違反です。こういうことを指摘したら、農林大臣はなかなかむずかしいと、きょうもそういうお話をなさいましたが、この手のことを暗黙にお認めになつておれば、商社は國に乗つて、日本列島を買ひ占めます。農林省は、一体、どうなさるおつもりでありますか。いま言つたような、法人の成績はきわめて微々たるものである。未墾地を開発していくといひましても、それは規模が大の、昔の経営規模拡大の地元増反です。開拓政策でいへば、それでは、私は、農地政策、経営政策として成果に乏しいと思ひます。ですから、民法七百八条と思ひますが、もし間違つておれば、速記のほうは、あとで訂正いたしますが、許可の出ない限りは、事が不成就ですから、ですから、当然私は、金ももらひ得たと、これは、法律論争上、議論はありますが、そういう規定があるん

です。もつと農林省は腰を入れてやらなければ、日本列島は、今度の総合開発法に基づいてどのやうな事態が起きるかわからないと私は思ひます。十分御配慮あつて、御善処を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 足鹿委員にちよつと私の申し上げ方が不十分であつたかと思ひます。それが、農地を買ひあさつておる。そしてそれを転用しようとして許可願いがくる。これはもう厳正にその許可をするか、しないかは、やることはもう間違いない。法に照らしても間違いないんです。ただ、私の申し上げているのは、買ひあさつておる実情ですね。それというのは、金銭の授受がたまたま行なわれる、そして仮登記も行なわれる。これを押えるという事は、なかなかむずかしい。したがつて、今回、地方農政局を通じて、そういうやうなことの情報をすみやかに得て、それと不当なものかどうかを解明させるようにしようじゃないかと、そして方法を講じたわけでありまして。ただ、いままでは、何しろ仮登記なり、何か表に出てこなければわからないことで、これはたいへん買ひあさりがあつたんじゃないかと。しかし、農地の転用の願ひ出については、もうこれは法に準じて厳正にやると、これはもう間違いないです。

○足鹿寛君 それはさうですよ。それはさうですけれども、これ以上申し上げますまい。時間ももうだいぶ迫つてきましたし……。

○國務大臣(櫻内義雄君) ちよつと一言補足させていただきます。

七百八条の問題は、これは非常に専門的なことになりまして、いづれ、よく調べてお答えをさせていただきます。これは七百八条によつて農地の転用の許可がなければ金ももらひ得かどうか、取り得かということについて、ちよつとこれ、専門的なことで、私、わかりませんから、よく調べてお答えさせていただきます。

○足鹿寛君 確かにそういう規定はあるんです。不成就という事は、農林大臣の認可がもらへな

ということですが、したがって転用登記ができません。これは、もらい得ということになります。しかし、これは法律論上、議論があるというところは、私も承知しております。これをあなた方はもっと検討して、伝家の宝刀としてでも私は使用価値があると思ひます。もっとも、乱開発に対して歯どめをかけるあなた方の熱意が足りないと思ひます。終戦後、農地の拡張のためにつぎ込まれた干拓、開拓は、たつたわずかな面積でありませんか。私のところに資料がありますが、わずかなのです。長年月をかけていま私の地元で、中海干拓が行なわれますが、三千八百ヘクタール、その八百ヘクタールのうちの四百ヘクタールは、頭で計画を変更して、島根県知事に、工業開発用地として開発を内密に岡山地方局は計画を受理していると伝えられておる。いいですか、私はそれ以上申し上げませんが、われわれは、地方において、あなた方よりもいろいろな情報があります。それをみんな言ったら、身もふたもありませんから申し上げませんが、少なくとも私は根拠のないことは言っていない。みんなもつと多くあります。十分御配慮あつて御善処をお願いいたします。七百八条か八百七条かの論争の問題は、これは大臣、本気でひとつ勉強して、私も勉強しますが、御勉強願ひたいと思ひます。

時間がだいぶ迫つてまいりましたので、これは去る四月二十四日、衆議院地方行政委員会において、地方税法の一部を改正する法律案の附帯決議として、その三項「市街化区域内の農地については、その実態にかんがみ、都市計画法に基づき生産緑地の制度を創設し、一般の農地と同様の税負担とするよう検討すること。」さらに、四月二十五日、当院の地方行政委員会第三項、同じく附帯決議で、都市計画法上生産緑地の制度を早急に創設し、「これは創設し、」となつておる。「生産緑地に該当する農地については、一般農地と同様の税負担とするよう検討すること。」となつており、これに対する農林省の見解、自治省、建設省の見解を承りたい。つまり、これは税

負担について改めよ、考えるということなんです。しかし、これは念のため申し上げておきますが、農地の宅地並みなし課税を昭和五十一年まで延長するまでの暫定措置として、苦肉のこのような附帯決議がなされたというだけのことであつて、みなし課税そのものは生きておるんです。ですから、それは私も納得できません。できませんが、少なくとも生産緑地というものを、超党派でこの附帯決議が衆参両院でなされたというのに対して、農林省はこれをどのように評価し、これをどのように理解しておられるか、農林大臣の御所見を承りたい。

○政府委員(小沼勇) 私からお答え申し上げますが、生産緑地ということばの概念が、それほど明確にまだなっていないのじゃないかという気がするんですが、農業用地そのものであるか、あるいは林業も含めて緑地的なものであるか、あるいは林業も含めて緑地的なものであるか、を生産に使うというふうな考え方でもあろうかと思ひますが、いずれにしても、先生御指摘のように、一般の附帯決議として、都市計画法上の生産緑地の制度を創設するよう検討することとでございまして、その制度化につきましても、今後建設省等と十分に相談いたしまして、決議の趣旨が生かされるように検討してまいりたいと、かように考えております。

なお先生の御指摘の背景に、もつと市街化区域自体の中での農地について、どういふふうにするかというお気持ちがあるのじゃないかと推察いたしますが、この都市地域の中での残る農地については、やはりいろいろの農業施策を講じながら、効率的な生産を上げるようにしていくというのがたてまえでございまして、

○足尾賢君 自治省とそれから建設省、ついでに統一見解を。○政府委員(吉田泰夫) 御指摘の附帯決議につきましても、建設省としてもこの趣旨を受けまして、前向きに検討するつもりであります。この場合、都市計画法による地域地区の一つとして生産緑地という制度を創設することとなると考えられ

ますが……。

○足尾賢君 何を、ちょっと聞かえなかつたが。○政府委員(吉田泰夫) 都市計画上は地域地区という性格の用途地区とか、緑地保全地区のようなもの、それから将来公共の手によって公園とか、緑地に都市施設をして整備する、それをあらかじめ都市計画決定しておきまして、しかしそれが何年か先だという間は一定の制限はかかりませんが、そういう将来の都市施設の予定地という意味のもの、施設緑地とも申しますが、そういう性格のもの、二通りありますが、あとで申しました将来の公園緑地にするために、あらかじめ計画決定をしておいて、公的機関がそれを都市施設として公園緑地に買収し整備するまでの間、いわゆる生産緑地として保全をしておいていただく、その間は宅地並み課税をせずしておくというものは現行法にもあるわけでございまして。ただ、これも同法案の審議の過程で規模の要件として、たとえ二ヘクタール以上の規模のものが必要ならば十分な公園緑地として生かされたいという意味で、従来は面積要件をかけておりましたが、これを撤廃して地方公共団体の判断によつて、適当と認める規模であれば、いいではないかという話がありました。これはこのようにさつと改正したわけでございますが、先ほど冒頭に申し上げましたのは、そういう将来の公園施設という意味でなく、この附帯決議にありますが、用途地域とか、緑地保全地区とかいった意味の、それに似通つた性格の地域地区としての都市計画だろつと申し上げたわけでございます。それにつきましても、いま申したように、十分検討させていただきますが、都市計画法上の制度ということになりますので、どうしても都市計画上の必要性あるいは目的、こつと申すものを踏まえて、そちらのほうから必要がある、こつと申す目的によつてその地区を指定していくんだということになると思ひます。おのずから性格上、永続性というふうなことも必要になつてくるのではないかと考えます。また、これを一般農地と同様に税負担するというこ

とリンクして考えます場合には、少なくとも宅地化のおそれがないような、そういうものでなければなりませんので、たとえば建築行為を押えるための許可制などによる十分な規制というものが必要じゃないか、こつと考へております。いずれにしても、都市計画上の位置づけとか、性格等につきましても、いろいろ問題点がございまして、次の通常国会の提出というのを私もは目途として、早急に検討してまいりたいと考へております。

○政府委員(佐々木喜久治) 生産緑地の制度につきましても、現在建設省におきまして都市計画法上の制度としての内容の検討が行なわれておるわけでございまして。この場合に、都市計画上長期的に生産緑地として保存されるということが必要であり、したがつて、これに伴ひ建築制限でありますとか、あるいは現状変更についての規制等が行なわれるというふうな制度として確立されるというのことに相なります場合には、その農地の性格は市街化区域外にあります農地と同じような性格になつてまいります。その場合には、その税負担を他の一般農地と同じような税負担にするように私どもも検討してまいりたいというふうに思つておるわけでございまして。

○足尾賢君 まあ農林・自治・建設三省の局長答弁がありました。あとで農林大臣から統一見解を、県段階における統一見解でけつこうですから伺ひますが、私の手元にあります資料によりますと、愛知県岩倉市、東京都三鷹市、それから京都府の宇治市、神奈川県藤沢市において、すでに昭和四十七年二月二十九日にこれ岩倉市では、環境保全都市宣言による市街化区域内生産緑地に關する補助金交付条例というものができております。それから三鷹市ですね、これはいつできたか明確ではありませんが、長い前文がありますが、省略しますが、「この要綱は、こつとした自然の保護と、公害の防止、災害時、市民の避難場所の確保、生鮮野菜、花、植木の供給地確保など、その有効な利用を図ることを目的とし、下記要項により、三鷹市と生産緑

地協定の実現を推進する。」と、こういうことで、これが二つ手元に私人手しておるわけですが、すでに私の知っておるところでも、いま申しましたように四つ五つある。これは昭和四十七年に岩倉市ではもうすでにやっておるんですね。もつと調べてみればたくさんあると思うんです。いずれにいたしましても、税金を肩がわりするとか、あるいは三鷹市のように、これをいざ災害のときの避難地として確保しておく。野菜や花を植え、いわゆる緑地として守っておく。いろいろな市の固有の性格なりがありますが、いずれにせよ、生産とは何か、緑地とは何か、その生産と緑地が一体化しなければいけないという理屈は私はないと思うんです。で、何をつくるかということも、いわゆるあき地というあき地にみな家を建てなければならぬということも、いまの日本の過大過密都市にこれ以上進めていくことについては、私は宅地を供給してあげることは大賛成であります。なかなかこの問題はもう刃のやいばで、いざというときには困る。あき地があつたほうがいい。したがって、学者の説も調べてみますと、いろんなことを言っておりますが、食糧か林産物生産を目的としたものが生産農業だという説が相当あります。環境保全そのものを目的としたものは緑地農業と言ふべきではなからうかという説が大体出てきておるようです。つまり緑地、空閑地——いわゆる避難個所であれば空閑地であつてもいいということになる。これはやはり三省間において、都市計画法との関係、あるいは税制との関係、あるいは生産緑地ということになると、農林省の所轄で、生鮮蔬菜類、あるいは花卉類、あるいは植木類といったようなものの供給としてこれを守っていく。あるいは現在荒れておつても市民に開放して、そこで必要な一坪農園をやらせるというふうにして、いざ何事かというときには、そこへ避難をするというふうなことも私はあつていいと思うんです。何でもあき地には家を建てなければならぬという、いままでのような行き方は私は反省を要するのじゃないかと思うんです。したがって、

将来私有地のままか、これを将来公共的な方向へもっていくかということがやっぱり問題になると思うんです。その点では、いま建設省のほうでも、自治省のほうでも、慎重にこの附帯決議の趣旨を生かして検討なさるという御答弁でありますので、農林省にも御異存はなからうと思ひます。が、農林大臣、政治家としての主管大臣としての御所見を——生産緑地という、いまかりにこういう附帯決議がついておるわけでありまして、その辺の点を将来御努力を願つて、この決議の趣旨は、みなし課税の問題とは、私が前段申し上げたとおり、これは別個の問題として、この問題について御所見があれば承りたいと思ひます。

○国務大臣(農林大臣) 御決議の御趣旨をそのまま生かしてまいりますれば、都市計画法上、新たに生産緑地の指定地域ができる。これは私もとしても、建設省と十分協議をいたしまして、その実現に御協力することにやぶさかでないと思ひます。その生産緑地は、この御決議に基づいて現実的に考えてまいりますと、現に農地であるものが、市街化区域内にあつて都市計画法上、生産緑地として残されるという場合がおおむねではないかと思ひます。そして、その残された生産緑地は、税法上、農地並みとして扱われていく。しこうして、その生産緑地はどのように活用されるのか。こういうことになりますると、広義の考え方でまいりますならば、緑地そのものが緑地農業だという御見解も示されましたが、たとえば野菜がつけられる、あるいは花木がつけられるということ、生産緑地として残るということになりますれば、この場合は農業振興の対象地域となりましますから、それに必要な農林省の施策をその生産緑地に行ない得られるというところは言ひましてもないと思ひます。いざにいたしましても、都市化区域の中に有効適切な緑地が都市計画法上確保され、それが生産緑地としての地域として認められるということは、われわれとしてたいへん好ましいことだと考えます。

○足鹿登君 この問題はいろいろとまだあります

けれども、最後に、ちょっと長くなって恐縮であります。が、締めくくりに意味においてお尋ねをいたしたいと思ひます。

いよいよ四十五、四十六、四十七年と休耕奨励金もこれで打ち切りということになりますし、転作奨励金もいつまで続くかということについて、現下の食糧事情から見ますと、なかなかかわらない。

で、てん菜糖の国内自給の必要ことは前段でも述べましたが、これでは砂糖の国内自給は不可能であり、したがって、海外の砂糖産地から国内需要の大部分を輸入し、糖価安定事業団である程度価格を調整して、国民の必要量をまかなつて今日に及んでおる。こういうことであります。が、海外の砂糖産地が未来永劫続くというところは、最近の状況からして断定できないと思ひます。地球の将来についても、不安を感じるような大気汚染や公害が蔓延しておる。したがって、もう砂糖にしていかり、大豆も……。

とうふ一丁百円になるといふようなことを、われわれは予想だにしない。ところが、北海道なり、南九州地帯なり、日本のそれぞれの地帯においては、まだつくる余地は十分ある。特に小麦を主とする麦類の場合は、水田裏作を含めて、膨大な資源が眠つてしまつておるが、麦類、豆類、飼料の主産地であるアメリカに、ソ連をはじめ不足地帯から買い付けが殺到しているのが現状である。日本はこの間、飼料価格安定のため、古米を飼料として払い下げてもらい、われわれもいろいろと協力したわけでありまして、食糧不足の著しいパングラデシュをはじめ外国の受けとめ方は、日本では豚に米を食わしておるといふ非難の聲となつておると聞いております。油脂資源、すなわち大豆あるいはなたね、ごま、それから飼料としてヘイキューブという牧草まで輸入しておる日本の需給事情であります。これらのものはすべて畑地で生産可能なものです。国際価格が、円・ドル問題から安くなつたり若干高くなつたりしますが、しかし国際通貨の状況からは安くなると考えますが、

生産が増大しないのに、需要量が多いので、需給のアンバランスから価格は上がつてくる。この傾向は今後ますます強まると考えます。ということになりますと、現在五千八百円の大豆の基準価格では三俵取れども北海道でもやれません。てん菜糖は、二トンないし二トン半のものが四トン半も最近取れるようになったからペイするのであります。が、しかも災害補償制度がこれにしかれてない。そのために、てん菜糖と水稲が北海道を支配するようになつた。ですから、大豆や、雑豆やあるいは油脂資源、飼料、麦類、このようなものに対する価格の再検討なしに今後の畑地農業の振興ということは私はあり得ないと思ひます。新しくドルの対円切り下げ、事実上これで二度目の円の切り上げが行なわれ、変動相場制に移行いたしました。なかなか——きょうも事前に農林省が御説明においでになりましたが、つかみにくいということでありまが、そうべらぼうな大きな動きはこの変動相場制自体からはいりません。問題は需給のバランスが——きのう中国から帰つた諸君の話を聞きますと、中国のいわゆる畑作地帯は、干ばつが著しくて、もうもうたる砂じんの中を車が走るのて全くだまいたと言つておりました。おそろく雪が少なくて干ばつになる傾向が強いのであります。ソ連も同様だと言われております。パングラデシュは、人死にがで出ているという状態。世界各地ともそのような状態でありまが、アメリカに依存するいまの麦、油脂資源、飼料、こういったものを、この際もつと農林省は頭を冷やして、冷静に基本的に取り組まなければいけません。そして、価格制度についても新しい国際供給や国際情勢を踏まえて、国際価格を踏まえて再検討なさなければ、去年の秋の非公式の農林省の需給計画であるとおっしゃいましたが、田中首相は、この間の予算委員会の答弁では、農政審議会にかけるんだと言明なさつた。けつこうであります。おかけになつて、需給の推定がついたならば、少なくとも適正な価格がしかれ、そこで初めて農民が生産意欲を持つような態度を打ち出され

なければ、あの需給は達成できません。特に、一時、麦作研究会というものがあって、それに参加した学者の意見を聞けば、小麦のごときは反当八俵ないし十俵取って、労賃は八人分ですむという経験を発表しておられました。ですから、ある程度頭を切りかえ、頭を冷やし、新しい創意くふうをこらすことによって、農業技術会議の事務局長は何らたいした失敗はないと言っておられますが、やはり一貫技術体系の中にまだくぎが一本も二本も足りないから私はこういう状態が起きているんだと思う。

こういう笑い話があることを申し上げたい。一番最初の昭和四十五年に、転作のときに大豆をつくれとあなた方は指導しましたね。農林省は通達しましたね。十アールも大豆をつくらしたときに、一体どうしてあの大豆を調製しますか。私も知事交渉のときに、鳥取県です。知事さんが六トン——これはなかなか気の早い知事で六トン種大豆を手に入れた。そこで、それはけっこうだが、知事さん、大豆を一反も二反もつくったところで、たたくのを始末しますかと。からさおといつて、たたくもので、これをたたくか、あるいはおけの中で、はらきかけるか、全然昔の手法でこれをやるか、一番いいのは足踏みの桶こぎ機を、四十年前の足踏みの桶こぎ機でばく以外にはないんです。道具がないんです、もうすでに。どうしてこれを調製しますかと、たいへんな労賃がかかりますが、そんなことをして一体大豆をつくる農民がありますかと、こう言って、私は知事さんに、十分御検討になってしかるべきだと、あなたの配慮はわかるが、と言ったら、案の定、きわめてほんの微量しか消化できなくて、これはとうふの原料になった。こういう全くあなたの方の転作指導の無定見というか、農民の立場というものに立ってない、生産者の労苦というのに対して何らの理解がない。ただ転作すればいい、そういうものではない。それは大豆は成長する、しかし、なかなか長いこと水田化した地帯では、あまり肥沃過ぎて大豆はばかりさまで、実が実り

ません。実ったとしても、いまの調製ができません。動力脱穀機が若干残っておりますから、こいつにかけると全部ひねり切れます。大豆一つの転作を例にしてみても、なかなか新しくこれを増産をしていくというときはきわめて困難なことであります。それを農民なり農業指導者の理解と協力を求めていくためには、あたたい農民に對する愛情と、深い技術的な指導策なしに転作ができるはずはありません。もう少し——技術会議も自分たちの責任を果たしてあるから責任はないとおっしゃるけれども、もっとそういう一つの大きな転換の際に對する愛情のある、具体性のある、そして実際に使われる道具の算段からあわせ考えて御指導なさる用意がありますか。それなしに一体何ができますか。そこに私は、技術一貫体系というものが作目によってみな違ふんです。それをあなた方はお考えにならないならならぬと思うんです。そういう点について麦作の振興、これは飼料としても食糧としても、めん類を好む日本国民は外国の硬質小麦は好きじゃないんです。日本の粉状小麦が好きなんです。求められておるんです。だから、ある程度採算に乗せてやったらどうですか。それなしに国際食糧危機対応能力というものは国内でできません。この点を大臣なり関係局長から御答弁を願いたいと思います。

○国務大臣(櫻内義雄君) 種々御意見があったわけでございますが、その中で私から特にお答え申し上げたいのは、昨年十月に発表されました農産物需給の展望、これからの生産目標、これは総理も国会で答弁をされましたように、農政審議会にかけるということにつきましては、すでにかけまして、ただいまお話し、最近における異常天候あるいは国際食糧の需給の変化、そういうものを織り込んでこの展望案を仕上げていただくようにいたしております。

それから次に、技術関係についての種々御意見が先ほど来あったわけですが、特に御所見は試験研究と技術行政の一元的な推進という点にあるように承りまして、私もそのように痛感をいたしましたので、御趣旨に沿っての試験研究体制を整えてまいりたいと思っておりますし、また、農林水産技術会議の会長、委員のことにつきましては先ほど触れられましたが、この会議が有効に働くようにいたすよう努力をいたしたいと思っております。

なお、麦作の重要性についてのお話であり、特に価格面についての御指摘でございますが、現在非常に大きな逆ざやになっておるのでございまして、最近における外国産小麦の輸入価格を考えたとしても、やはりそれとの比較の上において、二倍見当の国内産小麦の買入れ価格になっておると思っておりますので、この麦作の奨励のための価格政策というものは、非常にむずかしい点があると思っておりますが、来たる六月には米価審議会に諮問をしなければなりませんので、十分御意見を勘案いたしながら、諮問案をつくる考えでございます。

大体お尋ねを整理してお答え申し上げますと、以上のようなかと思っております。

○足鹿署 まだ質問事項はたくさんございますが、他の委員もお待ちかねのようでありましてので、本日はこの程度で質問を打ち切ります。

なお、先ほどの条文は、民法七百八条で、間違いないと思っております。

○古田忠三郎君 私、過般の予算委員会で——農林大臣ね、わが国の農業政策の基本、それから酪農業と乳価の問題、さらにはいまも足鹿先生が触れられました、農畜産物の価格政策等を伺ってきたところであります。当時、予算委員会ですから時間の関係がございまして、かなり質問を残しておったのであります。こういう機会ですから質問したいと実は考えておったのであります。が、どうも参りましたところが、わが党の農政の最も権威者たる足鹿先生がかなり長時間質問いたしましたから、私はこの次に譲ることになりました。きょうはもっぱら日本てん菜振興会の解散に関する法律案に関連して若干お尋ねをいたしておきたいと思っております。

その前に——労働省は来ていますか。その前に若干、予算委員会でもちょっと触れたんであります。が、残しておきますから、その関係だけ冒頭に伺いまして、農林大臣の所見ないしは労働省の見解を求めたい、こう思っているんであります。

それは農家経営者の出かせぎの問題です。先ほど米足鹿さんからも若干触れたのであります。が、この出かせぎの問題を農林省、特に農林大臣としてどうとらえているかという問題なんです。私も把握している点では、政府のこの減反休耕政策が進むにつれて、出かせぎ農民が非常に増大してきて、そういう傾向にあると思うのであります。が、先般の予算委員会でも労働大臣の私に對する答弁では、すでに百万をこえているのではな

い、この出かせぎがございまして、百万の農民が出かせぎに出るということはこれはたいへんなことだと思っております。私も北海道では約十萬をこえております。そうすると、北海道の稼働人口の約一〇％に近いものが農民の出かせぎ、こういうことになります。そのくらい今日的に見れば、日本の産業経済の構造の変化に伴いまして、ある一面から見ると労働力が不足をしております。ですから、それを補うために農民の出かせぎです。労働力を待たなければならぬ。こういう事情もあると思っております。私はそうではない。こういうふうにとらえているのであります。が、それはそれとして、この出かせぎ農民の方々が、いわゆる日本の主要都市で働いている。特に関東、関西で働いているのであります。一番大きく憂慮しなければならぬのは、労働災害の問題があるわけでありまして、今度労働省は労働災害に對する法律の一部改正を今国会に提案をいたしております。が、この労働災害の問題が非常に社会的な問題になっている。それから蒸発、つまり行く不明者が非常に増大しておることは、あらゆる統計で御案内のとおりであります。したがって、一家離散というふうなさまざまな問題を、この出かせぎ問題というのは宿していると思うので

すね。これに對して、農林省特に農林大臣は身党

の政調会長もおやりになったのですから、これに
対する一政策、あるいは対策があるのかないの
か、この点をひとつ聞かしていただきたい。で、
私も多少、この問題を取り上げるについては調
てみました。ある程度勉強もさせていただきました
。その限りでは、労働省にちよつとあるの
です。労働省に「雇用対策基本計画」というのがあり
まして、昭和四十八年の一月三十日、閣議決定さ
れた。これはここの一月ですね。いま六六ペー
ジくらいですか、小冊子になって出ているのであ
ります。この中に、これに類似する項、たしか
三四ページだと思いますが、「季節移動労働者対
策の推進」と、こうなっているのですが、一ペー
ジで二十五行くらいあるだけなんです。それ以
外はどうも私の不勉強かも知れませんが、大臣、
農林省にもそのようなものがないし、あるいは
その他の省庁にもそういうものがない。言いか
えれば、これに対して政府は何ら対策を持ってい
ない、こう言ってもあえて私は過言ではないと思
うのですがね。大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(櫻内義雄君) 出かせぎの基本的な対
策は、農業が魅力あるものであり、またそこで
働きがいのあるものである、だからあえて出かせ
ぎに行く必要はないと、こういうことがその基本
であり、非常に素朴な意見であります。私はそ
の必要があるのだと思うのです。したがって、こ
の四十八年の予算の前に、農村の福祉を高めよう
とか、あるいは能率のよい農村にしようとか、と
いうようなことを一つのうたい文句にして申し上
げたようなわけでございますが、出かせぎに出よ
うとする方々が、現におるその農村で、いや、そ
の必要はないんだ、ここで働くんたという魅力と
意欲が出るようにしなければならぬ。これは言
うまでもないかと思うのであります。ところが、
ただいまお話しのように、稲作をやっておる、減
反である、休耕である。それならば、休耕奨励金
はもらって、働くのはよそへ行くというよう
な、そういう風潮の起きたこともいふべき事実
だと思っております。そこで私どもは、いま

申し上げた能率のよい、福祉の高い農村ととも
に、それにはひとつ農業をやらなから、一方にお
いて工場の導入をして、そして農閑期あるいは一
家の中で工場のほうへ働きに出て、兼業農家とし
ていけるような、そういうふうな必要ではない
かというところから、御承知の農村地域工業
導入政策をとったわけでございます。そういう基
本的な構想のもとに、現に農林省のとりつござ
いますのは、農業就業近代化対策事業、あるいは
出かせぎ農業者改善特別対策事業、それと
農村地域工業導入政策と、こういうようなものを
あわせて何とか出かせぎを食いこめるようにいた
したいと、こういうことでまいっておるわけであ
ります。ただ、従来のこの農業のここの二、三年の
傾向というものが、ただいま御指摘のとおり減
反政策に伴って出かせぎを非常にふやしたとい
うことでございまして、この出かせぎを受け入れ
るところの京浜地区とか、中京地区とか、阪神地
区と、こういうものが、現に高度成長経済に対す
る批判また反省ということで情勢が変わりつづ
ございます。あるいは過密過疎問題から、均衡のあ
る国土の発展ということが考えられる状況にござ
います。ということとございまして、減反政
策に伴っての出かせぎがふえていったという傾向
から、いま転換のよい時期に来ておるのではない
か、そしてこの時期をとらえてのたまたま前段で
申し上げたような諸施策の遂行によりまして、出
かせぎ問題の基本的な解消に向かいたいと考えて
おる次第であります。

○吉田忠三郎君 大臣は、基本であり原則を答へ
られたと思うんですね。私もそういうところを方々を
しているのです。問題はやはり農業専従では、い
まのこれは農政もあるであらうし、あるいは経済
事情もあるものであります。そういうやり方では
生活できない。特に畑作農業等については、御承
知のとおり、反収益が少ないわけでございますか
ら、ですから、何をか言わんやということになり
ますね。だから、どうしても出かせぎに出まし
て、生活費を補完すると、こういうことになるの

だと思ふんですね。そのことは大臣もいま基本的
に触れたのですが、田中総理は、この問題に
触れまして、農村周辺に工場を建設すれば、この
問題が解決する、こう言っているんですね。こ
れが列島改造論であるかどうか、私はよくわかり
ませんが、そういうことを国会で答弁していま
す。しかし私は、大臣、この考え方というのは、
つまり農業政策から考えてみると、さか立ちして
いるんじゃないか。これはただ単に、ぼくは批判
とかなんとかいうことじゃなくて、さか立ちして
いるんじゃないかと、こう思ふんです。それは何
かという、予算委員会でも私は申しましたけれ
ども、わが国の食糧政策ということととらえた場
合に、一体わが国の食糧事情をささえているのは
何かという、言わず語らず、農業でありあるい
は漁業だと思ふ。つまり、それに従事いたしてお
ります農漁民だと思ふんですね。そういうもの
のとらええ方で、視点で、これをとらええな
い、私はやはり間違いを起す、こう思ふ。です
から、なぜその本業で生活できなくなったかとい
うことを考えなければ、ほんとうの農漁民の出か
せぎ問題というものは解決しないと私は思ふ。こ
れを聞くことが、きょうの私の質問の中心じゃあ
りませんから、多くを申し上げませんけれども、
私はそう思ふ。ですから、第一には、そのような
ことのないように。

それからもう一つ、いま大臣が答へられたよう
に、農林省が考えているいろいろな対策といいま
すか、施策といいますか、そういうものを申されま
したけれども、私はそういうものだけでも救われな
いような気がするんです。ですから、この際、今
国会は別として、先ほど来足農委員にも答へられ
ておったようでありまして、来年度の予算の編成
というものの、七月八月は、間近いと、こういう
ようなことが答へられておったんですが、そうい
うおりに、やはりこの問題を考へて、私は、やは
り抜本的なこの問題の解決のためには、特別な立
法措置というものが必要ではないか、こう思つて
いるのであります。この点を大臣の所見を私は聞

かせていただきたいと思ふ。

○国務大臣(櫻内義雄君) 農村において農業に専
心ができる、これが最も好ましいことは言うま
でもないわけでありまして。しかしこの農業も、も
と合理的な能率的な生産をしていこう、こういう
ことになりまして、おのずから農村における人
口というものが、農業に専心すべき割合はどの程
度になっていくのかという、やはりこれは年々
減少傾向が伴うと思ふのです。その場合に、高度
成長経済時代でありますれば、太平洋ベルト地帯
の工場のほうへ行って、そして、そこに過密地帯
をつくったというようなことであります。そ
うでない国土の均衡ある発展を期していこう、そ
れからまた、環境のよい現在の農村や漁村で生業
にいそしんでらおう、こういうことになってく
ると、そこに適切な工場の導入とか、その他の就
業機会があつて、そしてその農村における農家、
漁村における漁家としての収入が向上していくこ
とが、これは望ましい姿だと思ふのであります。
そこで、先ほど触れましたように、能率のよい
農業、福祉の高い農村ということを考えて、
そして現在起きておる出かせぎ問題に対処する各
種の施策を講じていくのがいいんではないかと申
し上げておるわけでございます。まあこれからの
農業というものは、あれだけ過密過疎の問題が
やかましかったのでございまして、また、だ
んだん技術の向上に伴う、あるいは交通網の整備な
どによって、僻地である、あるいは天候条件が悪
いんだというようなことが、全部解決されていけ
ば、いま申し上げたような今後の農村の姿とい
うものが考えられると思ふのであります。そのこと
によって、出かせぎも防ぎ、そしていわゆる兼業
農家という御批判がございしますが、農家や漁
家としての所得の向上が望まれるということにな
れば、お互いの住みよいふるさとということにな
るんではないかと、そういうことでこれから
農政を進めていきたいと考える次第でございま
す。

○吉田忠三郎君 これは、大臣とぼくは議論する

気はないんです。ないんですが、大臣が答へられた点は、それはあなたの方の考えているいまの時点での理想なんですよ。本来、農業、漁業というものの本業そのものの振興策というのをやっぱり樹立しなければいけないんであつて、いまの場合、現実にある出かせぎの対策で済む。しかもそれは理想のようなものであつて、そのことをとらえて私は時間ありませんからここで議論する気はありませんが、冒頭、大臣が答へられたように、基本に立ち返つて私は、農政を進めていただきたい、このことだけ申し上げておきたいと思ふんです。

で、大臣、直接関係ありませんから、今度労働省に聞くんですが、具体的にたいへんな問題があるわけですよ。一つは、この賃金の不払いの問題、せつかく農村の方々、あるいは漁村の方々が出てまいりました。好んで出かせぎをしているわけじゃないんです。これは生活を補完しなければならぬ、こういうことで出かせぎに出ています。ところが、賃金の不払い、働かした問題があるんです。いろいろ洗つてみますと、出かせぎ者にも多少問題はないとはいえない。ですけれども、やはり根本問題は、いまのそうしたおにも公共土木事業とか、建設事業に來ているわけですから、そういう仕組みといえますか、構造的な欠陥が非常に大きいと思ふんです。私は思ふんです。元請が一切いまの場合責任とらないように仕組みになつていくわけですよ。元請から下請があり、下請の下に孫請があり多くはひこ請負などというものがあつて、そういうところで働いているわけですよ。ですから、先ほど申し上げたように、労働災害が出た場合、まあ法的な問題もあるけれども、それはそれとして賃金の不払い等起きた場合に働かした方になつて、こういう問題があるんです。これ一体労働省としてどういう監督指導をするのか。これ聞かせていただきたいと思ふ。

○政府委員(渡邊健二君) 出かせぎ労働者につきましては、ただいま先生御指摘のように、建設業

などを中心に賃金の遅払いが少なからず見られるわけでございますが、これは労働者が労務を提供し働いたのに、その結果に対して、賃金が完全に支払われないというところは遺憾なことでありまして、こういうことは一日も早く根絶をしなければならぬと思ふわけでございますが、それにつきましては、出かせぎにつきましても、来でございまして、必ずしも安定所を通ずる正常なルートでないルートで雇用される。そのためにあまりよくない事業所に就業されて、そこでそういう事故が起きやすいという問題も非常に目に見られるわけでございます。そこで労働省といたしましては、まず第一には、できるだけこれを職業安定所を通じた正常なルートによって適正な事業所に就業していただくようにする、こういうことをまず第一にいたしております。そのため

に安定所と、それから労働基準局が相互通報制度といふものを設けて、賃金遅払いだとか、あるいはいろいろな事故を起こすといったような事業所はお互いに通報し合ひ、そして安定所はそういう不良事業場は指示等いたしまして、労働者が出かせぎで就業される場合にも、そういうところには就業しないように、できるだけ適正な事業所に就業されるように安定所のルートでお世話をするということがまず第一であらうと思つております。安定所を経由して就業される場合には、労働契約等も明確にいたしまして、後に賃金の契約額等が不明確でトラブルを起こすといったようなことを防ぐことにも相なるわけでございます。それからなお監督署のほうでも、安定所と相互通報制度によりまして、出かせぎの方が多数とまつて就業されるような事業所は、重点的に監督指導をいたしまして、そういう不祥事件が起きないように監督指導につとめるわけでございますが、万一賃金不払い等がございした場合には、これを最重点といたしまして支払いをさせるように、監督署で強力に指導監督をいたしておるところでございます。そのために、もし賃金不払いを起こしたような事業所でございますと、これも建設関係と通

報制度を設けて、そういう事業所は、公共事業の入札参加資格に際して要素として加えて、そういうような事業所は公共事業の受注を認めないようにするといったようなこともいたしております。また昨年でございますが、制定されました建設業法には、元請の特定建設業者に対し、建設大臣または都道府県知事が立てかえ払い勧告制度を行なえるような規定もございまして、建設省と協議いたしまして、その適正な運用をはかることといったところで、当該不払いを起した事業所に、できるだけ払わせることも、どうしても払えないような場合には、元請にできるだけ払わせる、こういった指導等もいたしております。

なおさらに、そのほかに、最近では、建設業者などに自主的な賃金支払い保証制度といふものを設けております。これは地域で建設業者が集りまして金を出し合ひ、あるいは契約を結んで、その加盟事業所で不払いが起きた場合には、共同でその支払いをするような制度なども、自主的にそういう団体を結成させるように指導いたしております。また、各地にだんだんとそういうような団体もできつつあります。これらの諸施策を総合することによりまして、出かせぎ労働者に対して賃金不払いができるだけ起きないように、起きた場合には、労働者がその被害を受けることなしに、その支払いを受けることができるところでございます。ただ行政努力につとめておるところでございます。

○吉田忠三郎君 それから、局長、労働時間の問題がございすね。いま一般論として、企業労働者、あるいはその他の労働者は、時間短縮ないしは労働省、政府もそうなんだと思ひますが、週休二日制など、いろいろ議論されている段階でありますが、そういうときに、労基法との関係もあるんです。そういう方々は低賃金ですよ。技術を持っていませんから、未経験ですからね。それをカバーするために、長時間労働をやる。です

から、大体、私の調べたところでは、十時間以上労働しております。そうしますと、一月三十日とすれば三十二時間ないし三十三時間くらいになるでしょう、延べ時間になります。そういう問題があるんですが、こういう点については労働省はどういう指導、監督、そしてまた、調査しなきゃならぬと思ひますから、追跡調査をしていられるんだと思ひますが、その実態はどうなんですか。

○政府委員(渡邊健二君) 確かに御指摘のように、建設事業等につきましては、労働条件上、いろいろの問題がございしますが、特に労働時間、休日関係などについては問題が多いわけでございす。私も、建設業は、重点の監督対象といたしまして、監督指導につとめておるわけでございまして、基準法違反等の事実が発見されましたならば、すみやかに是正させるようにいたしておりますが、基準法の手続き等は適合いたしておりませんが、実質労働時間が過重であると思われるものにつきましては、これをできるだけ短縮させて適正なものとするように行政指導をしております。たとえば、時間外労働は、基準法によりまして三十六条によつて、労使で協定を結ば、一日の所定労働時間を越えて超過勤務をさせられますが、その場合でも、協定には必ず限度を協定するようになつたような指導も、昨年以来つとめておるところでございます。なお、休日につきましても、他の産業におきましては、週休二日などが急速にふえつつございしますが、建設業におきましては、法律上週休制が適用されておりますけれども、その変形の休日制ということで四週間に四日休めば、基準法上は適法でございます。が、それによりまして、雨の日に休む、作業がしにくいというふうなことで日曜も必ずしも休んでいないといったような実態が見られまして、あるいは、日曜にも休日労働するといったような例もしばしば見られておるわけでございす。

そこで、私も、こういうような建設業等を中心とする労働時間、長時間労働に対しましては、

これは他の産業の時間短縮におくれないうちに、やはり進めていかなければならないと考へまして、先般も建設業界の全国団体の幹部を呼びまして、建設業においても日曜休日制、すなわち雨でなくても、晴れておりましても、日曜には必ず事業全体を休み、日曜休日というものを通行するように、したがって、他の休日、他の日に雨が降ったというところで休めばそれは別でございまして、他の日は休もうが休まいが、日曜には必ず事業を休みという慣行を建設業にとつても、すみやかに進めてほしいという要望をし、そのような指導をするよう、全国にも通達をいたしたところでございまして、建設省におきましても、これに非常に賛同されまして、公共事業の発注については、必ず日曜が休日であるということを前提とした工期の設定をするように、というふうな通牒も、われわれと並行して出していただいたわけでもございまして。そういうふうなことにによりまして、一般産業からややおくれはおりますけれども、建設業の実態に即して、すみやかに現在の長時間労働、あるいは多くの休日労働といったようなものを是正するように指導につとめておるところでございまして。

○古田忠三郎君 それと労働条件、それから居住環境、特に健康管理はきわめて不十分ですね。ですから、こういう点について私は、健康管理の問題等は、定期的な健康診断をするように義務づけたりどうか、こういう私見を持っておるわけですよ。それから、先ほども申し上げたように、この質問が中心じゃありませんから、全部申し上げますけれども、かりに、今度不幸にして病気をされた場合、国民健康保険は、他府県に移動した場合は適用されませんね、御承知のとおり。ですから、やむなく農業の出かせぎの方々は、日雇い健保に加入するわけです。これは厚生省のいづれも関係だと思ふが、ところが、日雇い健保の場合は、受給資格を得るためには三カ月の期間が必要で、三カ月間経過しないと受給資格がつかない。こういう、こまかな問題だけれども、あります

ね。それで、農村の出かせぎという実態を調べてみますと、農閑期にだけ来るわけですよ。そうすると、三カ月に満たないんですよ。たいてい二カ月半とか、ぎりぎり決着くぐらいのところで働らく人の中にはおりますけれどもね。そうすると、日雇い健保というものは、掛け金の掛け損という実態が出ますね。その点はこれは考へてもらわなければならぬと思ふんです。そのことよりも、その間に病気、あるいはけがでもした場合には、それは自己負担になるわけです。もともと低賃金であつて、それに不幸にして、そういう状況が発生した場合は自己負担、たいへんなこれは経済的な負担増になるという面がございましてね。こういう点を労働省はどう考へるかという問題。それから、私は基本として、これは労働省であろうと、農林省であろうと、あるいは厚生省にいたしましても、出かせぎの方々は、ふるさとから出発をして、目的地に来て、それぞれ現場で働く、契約期間が終わつてふるさとに帰る。その帰るまでは、ばらばらではなくて、一貫した就労の援護対策というものを——先ほど農林大臣がいろいろ基本にわたつて触れたのでありますけれども、いわゆる本来の、本業で生活できなくて来る方ですから、政府がいま申し上げたように一貫した、心残りのないような、心おきのないようなことをするため援護対策というものが必要だと、こう私は考へてゐるんですがね。労働省の関係者の皆さんはどう考へてゐるんですか。

○政府委員(渡邊健二君) まず最初の健康診断の問題でございまして、昨年制定いたしました労働安全衛生法におきましては、労働者を雇い入れる際には、雇い入れ時の健康診断をし、さらに毎年定期的に定期健康診断をすべきことが義務づけられておるわけでございます。したがしまして、私もこれら雇い入れ時の健康診断あるいは定期健康診断の助行をするよう監督、指導をいたしておるわけでございますが、実際問題として、それが実行されますように、現在では、出かせぎの方などにつきましては、就労前に、居住地において就

労前に健康診断を実施するようにする。さらに各現場につかれましたあとについて、零細企業などでございまして、なかなかそれが行なわれませんので、巡回健康診断機関、こういうふうなものを助成、育成いたしました。そういうものが、それら零細企業も巡回いたしました健康診断を手軽に実施してやる。こういうふうな実質的な措置も講じて、法律の規定が確実に守られるよう指導につとめておるところでございまして。

それから、出かせぎ中に不幸にして、けがまたは疾病にかかられましたような場合には、その負傷、疾病が業務上のものであります場合には、これはどんな短期の方でありますけれども、労災保険が適用されておりますので、その療養費あるいは休業費は保険から出るわけでございますが、これが業務上の災害でなくて、私の私傷病であります場合には、ただいま先生がおっしゃいましたように、日雇い健保あるいは国保といったような問題になるわけでございます。これにつきましては、御指摘のように二重掛け金であるとか、あるいは掛け捨てだとか、そういう問題があることも私も承知いたしておりますので、これらの問題につきましては、所管の厚生省に對しまして、出かせぎ労働者の福祉のために、この問題の検討をしてもらうようお願いもいたしておるところでござい

ます。それから、それ以外の、一般のいろいろな出かせぎ労働者の方の福祉のためのお世話、これは私ども、農業で必ずしも十分の生活ができないために、家族と離れて出かせぎをされるといったような方々でございまして、やはりあたたかい気持ちを持つて就職からあるいは帰られるまで、家族の方あるいは出かせぎ先における御本人の方々に對して援護措置が必要だろうと思ひまして、現在出かせぎの方々に對する援護事業を予算的にも措置を講じておるところでございますが、所管が安定局でございますので、安定局の担当課長が参つておりますので、援護事業の問題については担当の課長から御説明をいたさせます。

○説明員(永場久治君) 先ほど基準局長から申し上げましたように、出かせぎ対策につきましては、国を出てから帰られるまで、一貫したあたたかい援護対策、私どもはこういつた考え方で各面に取り組んでおるわけでございますけれども、まず出かせぎされる方の地元の対策をいたしまして、やつております対策の主なことを申し上げますと、やはり安定所就労——安定所を通じての就労、これが非常に事故に結びつかない安定した就労になる。こういう考え方で、相談員等が、巡回相談等をやりますので、安定所を通じての就労ということ強く推進しておるわけでございます。同時に、出かせぎに行かれる方の把握、こういったことをしっかりやらなければならぬというところで、出かせぎ者の方々に對しまして手帳を交付いたしました。これは安定所だけではなくして、市町村等を通じて就労される方につきまして、手帳を全部出しているわけでございます。

それから、さらに御本人だけではなくして、安定所あるいは市町村におきまして、出かせぎ労働者の方の台帳をしつかり把握しておく、こういう形で、まず地元におきまして把握体制をとつてゐる。こういう仕事を一つやつてゐるわけでございます。

それから、さらに都道府県の行なつておられます援護事業につきまして、先ほどちよつと語がりました健康診断、これを非常にやつておるわけでございます。

それから、さらに留守家族の皆さんとの懇談会、あるいは就労先におきます相談員をその地元、あるいは大阪だとか、そういうところと相談員を配置しておきまして、そうしていろいろもろもろの問題につきましても相談を受けられるような体制にしておるわけでございます。

さらには、ふるさとだより、あるいは地方新聞送、こういったものをお送りする。こういう事業につきまして、都道府県がやつております事業につきまして助成をしてゐる。こういう地元におき

ます、援護事業に對しましての助成をやっておるわけでございますが、そのほか国みずから行ないます援護事業といましては、就労前の講習会、これは初めての就労される方につきまして、安全就労のための講習会、さらにはハッパだとか、玉掛けだとか、危険業務につかれる方につきましての技能訓練、こういったような就労前の講習もやっております。さらには、グループリーダーの育成、それから需要地におきます受け入れ協議会の設置、これは主として需要地におきます対策でございますけれども、出かせぎ労働者の方を受け入れられます需要地の方々に協議会をつくっていただくまで、出かせぎ労働者の方々の労働管理その他について万全を期していただく。こういった協議会の設置指導等をやっているわけでございます。

そのほか、就労先におきます出かせぎ労働者の方のいこいの場、それから留守家族の方々が需要地へ出られました場合に、宿泊施設の便宜をはかる、こういったような意味での福祉センターというものを主要の都市に設けておるわけでございます。

そのほか、出かせぎ援護相談所、こういったものを全国の主要地に設けております。

まあ、以上のような対策を講じまして、地元あるいは就労地におきます援護対策というものを一貫して講じて、現在進めておるわけでございますけれども、しかし、出かせぎ対策につきましても、これまで万全だとは私も思っておりません。こういった対策をさらに充実していきたい、こう思っております。

○古田忠三郎君 労働省からきめ細かい答弁があらまとして、私は、その基本的な問題としてとらえてみた場合に、必ずしも賛成じゃないんですが、現実には百万をこえる農漁村の出かせぎがおりますから、いまそういう対策を立ててやっておられることについては敬意を表したいと思つております。ただですね、いまも答へられたように、私はその開発とあたたかいやはり対策なり施策というものを講

じておいてもらいたいと思うのです。で、この雇用対策の基本計画を見まして、これは悪口じゃないですよ、それは労働省だけでないんだ。しかもこれはおそきに失したと思つていいけれども、ここの一月三十日閣議決定でしよう。労働省でさえこうなんだから、だから、政府にその対策がないといつたって、これは悪口じゃなくて、ほんとにうだと思つたんですよ。まあ曲がりなりにもこれができた。だから、このとらえ方というのは、ぼくは賛成しているわけじゃないんですよ、このとらえ方ね。あくまでも、これは産業経済の構造化をはかつていくための雇用政策上とられているわけですからね。視点としてはね、そうなんだ。だから、そのために労働力を農村人口に依存するといふようなこれは思想ですよ。だから批判するんじゃないんですよ、私は。ですから、そういうことについては必ずしも賛成するわけじゃないんですよけれども、現実には、先ほど言ったように百万をこえる膨大な農漁村の出かせぎが今日ある。それをまたなければわが国の産業経済が立ち行かないわけでしょう、現実には。そういう事情を踏まえ、考へて、血の通つた施策をとつていただくように要望いたしまして、この点については終わりたいと思つております。

そこで、問題の日本てん菜振興会の解散に関する法律案に関連してちょっと伺つておきたいと思つております。この提案理由は、関係資料の七ページに説明されておるのではありませんか、ごく簡単に説明されておるのではありませんか、これは昭和三十四年の二月くらいだったと記憶しておるわけでありまして、自來十三、四年たつておりますが、この提案理由説明だけではちよつと経過が把握しきれないのでありますから、今日までのこの振興会なるものの経過を説明していただきたいと思います。

○政府委員(伊藤俊三君) 振興会を設立いたしました理由は、わが国におきます甘味資源の自給力を強化するための施策の一環といたしまして、研

究費と資金を集中して、諸外国に比較いたしましたし立ちおくれしておりますわが国のてん菜に関する試験研究の水準を早急にレベルアップする。それから、わが国に適した優良品種を育成するために、てん菜の生産とその試験研究の特殊性というものを考慮しまして、試験研究と生産奨励事業とを総合的かつ効率的に運営する機関として設立をいたしました。ただいま先生が御指摘のように、昭和三十四年に設立されておるわけでありまして、自來十数年たつたわけでございますが、まずには育種素材から整備をしてからなければならぬといふことで、素材の整備にかかりまして、これはなかなか時間がかかることでございますが、現在までに三百六十一に及ぶ育種素材というものを整備をいたしましたわけでございます。従来はどちらかといふと、病気の問題がございまして、褐斑病という病気が非常に多かったわけでございますが、褐斑病に強い品種というものを考へまして、アメリカ系の品種、主としてその整備というものを、そういったものから新品種の育種というものに努力をいたしましたわけでございますけれども、その中にもいい品種も若干出てきております。が、どちらかといふと、その後におきます試験研究の結果から、褐斑病の防除の技術というものができてきて、むしろこの褐斑病には弱けれども、糖度の高い、収量の高い品種というものがよく、むしろこれからはやうなことで、てん菜は手がかかると俗に言われておりますが、労働力をできるだけ節約できるような品種というふうなもの、の創出ということが必要であるというふうな形になってまいりました。そういう時代の要請に応じた高糖多収の遺伝単胚品種というふうなものをつくり上げるというふうなことで、大体はかの諸外国にも負けないようないい品種が出てまいっております。そういうふうないろいろな試験研究の成果、あるいは育種というよりなことで、大体まあ当初にてん菜振興会にか

けられました期待、つまり早急に日本てん菜に

ついでに試験研究のレベルアップをするというふうなことが大体達成できたのではないかと、こういったふうに考へておるわけでございます。

○古田忠三郎君 そこで大臣にちよつと伺つておきますが、この法律を提案したときに、当時の政府は、こういったことを説明している。これは昭和三十四年二月二十七日、参議院で提案しているんですが、「わが国における畑作農業の振興と農家経済の安定をはかる」とも、海外からの輸入に對する依存度の高い砂糖の需給事情を改善することによつて外貨を節約し、国際収支の改善をはかり、ひいては国民経済の安定に寄与するためには、この際、国内甘味資源の自給度の向上、特に最近において急速な発展を見せておりますテンサイ生産及びテンサイ糖工業につき、その健全な発展を確保することが緊要でありまして、このため、政府としては、今回テンサイの振興に関する一連の措置を講ずることとしたのであります。こういったことを言っているんですね。で、それに対していろいろ質問して、当時の農水省の委員が質問しているんですが、農林省のその当時のこれは次官か、あるいは局長かわかりませんが、渡部伍良さんというんですが、政府委員がおりますが、この方が答へて「たくさん答へておりますけれども、要点だけいいますと、〔特にてん菜は、寒冷地の農業経営の安定のために、非常に重要視された作物でございますが、これを急速に、あるいは的確に伸ばすためには、現在の国の試験研究機関の一部門としてやるよりも、特殊法人で重点的にこれを行なう方がよい〕と私も考へております。」と、で、このいま提案されております法律は、特殊法人をやめて、解散して、今度は国の機関でもってやるということですね。十数年たつておるわけでありまして、そんなに変わるものですか。しかもこの渡部さんという方は、「さらに、この振興会は、相当短期間に、まあ一般の試験研究に比べては短期間に効果を出したい」というところから、一般の公務員法あるいは定員法というワケから脱却」をしななければいけ

ない、こう言っているんですね。したがって、二一般の研究機関から独立した方がいいという事になりますし、そういったしまして、国、都道府県、あるいは大学等のテンサイ、あるいはテンサイの研究に特殊の能力を持つ人材を取り入れる。あるいはまた、海外の先進国の技術者を招聘すると、こういうようなことを考えまして、そういうことをやるためには、やはり現在ある国の研究機関のワケ外でやらなければならぬという事を強調して答弁をいたしておるのであります。そのためには、具体的に試験研究なり指導というものは、従来の天下りのな、つまり上から押しつけるようなやり方ではなくして、広く関係者の意見を求めるためにも、学識経験者十数人をもつてそういう機関をつくり上げる、こう答えているんですけれどもね。それが今度は全く逆な、提案理由の説明だけでは、より具体的ではありませんが、感ぜ方としては、全く逆な理論展開がされて、この法律が提案されているように感ぜるのでありますけれども、これはどうなんですか。そんなに違いが、この十年間くらいでできてくるんですか。

○政府委員(伊藤俊三君) 私が大だいまのてん菜振興会を設立いたしました当時のことを考えてみますと、当時のてん菜についての試験研究の体制というのは、これは国の北海道農試——北海道の持つております農業試験場、そういったところてん菜についての試験研究をやっておったわけでありましたけれども、その試験研究の水準というのはきわめて低いものであった。それからまた、その試験研究の体制もきわめて手薄なものであったという事は言えると思ひます。で、それ以後十数年、てん菜振興会ができてまして、てん菜という一つの部門だけに、相当の人間を試験研究のスタッフにさきまして、そして、今日のような試験研究の成果というものが、こういう植物の試験研究についてはなかなか時間がかかるわけでございますけれども、それにもかかわらず、かなりのものができてきたという事はやはり評価される

ていいんではないか。当時の目的というものが、当時の要請というものがあって、それにこたえたというふうなことが言えるのじゃないか。非常に短期間ではありますけれども、鋭意てん菜の試験研究水準の向上というものに努力した結果が一応の成果を見た、こういうふうに私どもは考えておるわけでございます。

○古田忠三郎君 私どもはそう考えていると言っているんですが、当時の実態をあなたは、そんなに考えておられますけれども、ぼくはここに資料を持っておりまして、時間がありませんから言いませんが、国内自給の問題とか、あるいは農家経営の安定という事を言っているんです。それから、冒頭にも申し上げたように、「海外からの輸入に対する依存度の高い砂糖の需給事情を改善する。」これはいまでも海外からの需給依存度が高いでしょう。現にそうじゃないですか。北海道のてん菜糖のトン数というのは大体三十三万五、六千トンですか。——そうですね。で、そういう点でこの依存度を改善するんだと、改善をはかるんだと、こう提案しているんです。私は現実には改善されたとは思えないと思うんです。これはあなたの方の統計を見ますればおわかりですよ、そういうことはね。それから「国内甘味資源の自給度の向上。」こう書いてありますね。これは書いてあるんじゃないかと思うんです。答えているというよりも提案しているんです。この当時は。それから「生産及びテンサイ糖工業につき、その健全な発展を確保する」と、こう提案されている。確保されておりますか、現在のてん菜農家が。だから、研究の結果は、あなたが答えたように私は成果だと思つていますよ。しかし、客観的な農業の事情なりあるいは国内の自給態勢というものができ上がったかどうかという事です。それからもう一つは、てん菜糖工業についても、健全な発展を確保したかどうかという問題。それは変わつてないと思うんですよ、そんなに。変わつていませんね。それをやるために、今度は逆に、国家公務員法あるいは総定員法ではできない

いと、国の研究機関ではできないのだ。だから、特殊法人をつくり上げて、振興会をつくりながら当初提案した目的追求をやろう、こう言われているわけですよ。ですから、研究機関の試験研究の結果の成果を私に聞いているわけじゃない。十二、三年ぐらゐの間に——当時、これは昭和三十四年の国会の会議録ですから、そのときといまの客観事情がそんなに、いま提案されているように変わつたのかどうかという事を、その間の経緯を聞いています。誤解のないようにして答えてください。

○政府委員(伊藤俊三君) 砂糖の生産でございますが、国内での砂糖原料の生産というものは非常に伸びてきております。昭和三十四年当時でございますが、てん菜糖は十四万トンであります。四十六年は三十三万七千トン、こういうことに相なつております。倍以上にふえているということも事実でございます。また甘蔗糖も少かりでございます。全体といたしまして砂糖の国内の生産というものが三十四年当時二十一万五千トンでありましたものが五十四万六千トン、四十六年は六十四万トンでございますから、相当程度ふえてきているという事が言えると思つていただきたいと思います。もちろん経済の発展、日本の経済が目まじしく発展しまして所得水準も上がつてまいりました。砂糖の消費も当初予定したよりも急速にふえてきております。したがって、自給率は現在二〇〇％程度でございますが、三十年代は一〇％台でありましたのですから、それがここまで持つてこられたということ、こういうことも事実であります。

○古田忠三郎君 あのね局長、あなたがそこで数字申されましたけれども、数字を申されますと時局がかかるから、ぼくは言わぬだけのことです。そんなものはわれわれも承知なんです。あなたの方にこういうことを聞くということについては、かなりやっぱり調査をする。しかも的確にきめたので出したというので、これを統計によつてわれわれ聞いているわけです。数字を聞いている

のではないですよ。そんなものは、多少の生産が伸びたぐらゐのことはわれわれだって承知しているのです。これは、当時提案したときの事情というものは、いまあなた方が提案しているのは全く逆のことを提案しているのです。そんなに客観事情変わつたかどうかということなんです。私は変わつていないと思つてます。だからこそこの提案理由にも書いてあるわけなんです。つまり行管の指摘事項による特殊法人の整理統合という政策があるから、あなた方はこれ書いたわけでしょう。だからここにも書いてあるじゃないですか、ここに。いろんな理由があるけれども、ここにも書いてあるように、「特殊法人の整理統合に関する政府の方針もありませんこと」から、と、こう書いてある。ここが一番大きいじゃないですか、どうなんですか。それは。

○政府委員(伊藤俊三君) 先ほどから申し上げておりますように、てん菜振興会が自己が急速にわが国の試験研究のレベルアップをするのだという事で、従来の試験研究方式と別途の方式をとつたわけでございますが、おかげをもちまして、かなりの成果をあげることができ、一応の段階に達したということもあると思ひます。それから大だいま吉田先生御指摘のような点もございまして、あわせて今回この法律案を出しまして、てん菜振興会というものを解散しよう、こういうふうにいたしました次第でございます。

○古田忠三郎君 局長ね、そこであなたその成果を認めたのです。だから、私しつこいようだけれども、三十四年に提案をしたときの事情といまと変わつていないのです。だからこそ、毎回農林水産委員会あるいは予算委員会、これはこのてん菜だけじゃなくて、農林省の農政というものはばらばらである、行き当たりばつたりである、その方針が明確でない。迷惑をこうむるのはみな農民の人々だ。こう言われたいしおつたのだとぼくは思つてます。そのたぐいなんです。だからといって、そこをきく聞くのではなくて、せつかく提案しているのですから、私はそんなに客

観情勢は変わっていない。しかし、研究の結果、いまあな答えられたように、短期間であつたけれども、りっぱな成果をおさめたわけだから、その成果を引き継いで、継承して、国の研究機関であつても事足りる、これからのもてん菜の農業の振興に役立つ、こういうことだということであれば、私は、その立場に立つて質疑を展開したいと思ふんですが、どうなんですか、それは。

○政府委員(伊藤俊三君) かなりの水準に到達をいたしまして、いまこの段階で国のほうが引き継ぎまして、ただ漫然と引き継いだんでは困りますけれども、いままでの成果というものを十分踏まえまして、しかるべき体制をとつて試験研究をいたすならば、国の試験研究——北海道農試を私も考えておるわけでございますが、北海道農試がりっぱに仕事を果たしている、期待にこたえられるというように判断いたしておる次第でございます。

○古田忠三郎君 この原案では、国の北海道農業試験場において、今度は試験研究を行なうということから、いまそう答えられたと思ふんですね。しかし、今度、振興会を解散して廃止するわけですね。だから、その仕事、研究、調査等々は、国の機関が継承してやる。簡単にいえばそういうことでしょうか。その場合の研究費はどういうことになるんですか。

○政府委員(中澤三郎君) 北海道の農業試験場で、てん菜研究所のてん菜の研究費の運用その他一切引き継ぐわけでございます。一切引き継ぐわけでございますから、現在おられます研究員の方々、それから、将来の研究計画あるいは施設その他もすべて引き継ぐわけでございまして、具体的に、移りまして後の研究費の規模も、てん菜研究所で研究を行なつていたとほぼほとんど同額の研究費を計上しております、そういう意味で何らの遜色のないように措置する考えでおるわけでございまして。

○古田忠三郎君 研究費は同額のものを計上して、いままでのものよりは遜色のないようにやる

と、こういうことなんですね。しかし私は、この問題は、いままでの研究というのは、研究員の皆さんが努力されまして、りっぱな成果をおさめていと思ふんですよ。私も幾たびか実態も見学させていただいたこともございまして、ありますが、しかしまだそれで万全だとは言えないで、私は強化していかなければならぬと思ふんですよ。私も局長が言つたように、その成果を認めていくわけですよ。認めたわけですね。でしたら、その成果をさらに発展、拡大させなければいけませんよ。なるわけですよ。当初の提案理由の説明は、そうなっていますからね。この目的追求のために、そういうことになるわけですよ。ですから、同額であつて、従来やってきたものに遜色のないようにやりますよ、ということ、これは前向きじゃないですよ。少なくとも、この振興会でやつてまいりました研究の成果そのものを認めて、そして体制はそのまま維持して、財政的ないわけの研究経費というものを漸次ふやして拡大していくというところにならなければ、どうなんですか、それを廃止しちゃつて、解散しちゃつて、国の機関が今度は継承してやるということにならないんじゃないか、ほくはこう思ふんですが、どうでしょうか。

○政府委員(中澤三郎君) 予算の規模を申し上げましたのは、予算の規模が同じならば、それだけで済むということでも申し上げたつもりではございません。予算の規模が同じだというふうに申し上げましたのは、それだけの措置をとれば、同等以上でございまして、もちろん従来のもてん菜研究所の研究員の方々は、地元でございまして、北海道の農業試験場の方々と接触して、各方面の研究機関の方々と接触していただいているわけでございまして、北海道農業試験場へ入ることによつて、いろいろなまた分野の研究者と接触し、あるいはまた研究計画にも参加していただいて、いろいろな意味で、従来以上の研究上の知識なり情報も

取り入れることができると思ふわけでございします。

○古田忠三郎君 はつきり聞かれないのだな。

○政府委員(中澤三郎君) したがいまして、そういう条件におきまして、従来と同等の規模のままで、ことに、てん菜研究所が持つておりました従来の研究計画そのものも引き継いでいくわけでございまして、そういう意味におきましては、総合的に少なくとも従来以上の研究成果はあがり得るものというふうに考えております。

また、先生御指摘のように、確かに従来からの経緯からいへば、引き継いでなお一その成果をあげるためには、同額の予算では事足りないのではないかと、事実があれは、また研究体制の人々の御意見を聞いた上で、それなりの措置は講じていくつもりでございます。

○古田忠三郎君 現在存在するものを、建物から施設等々継承するわけでしよう。研究員はもとよりですね。その場合に、今度はまあ国の機関であるということですね。北海道の農業試験場でやるわけでしょう。そういうことになりましたね。私も、しばしば国政調査に参りましたときもそうですね。あるいは見学に行った場合でも、そうなんです。現存のこの研究所なるものは、施設についても、設備についても万全だといへないのです。これは皆さん御承知のとおり、たいへんやつぱり研究員の皆さんからそれぞれの陳情、請願がございまして、場合によつては苦情もあります。——あります。これはあなた方御承知のとおりだと思ふのです。ですから、今度、国がつまり継承、移管してやるということになれば、そういう問題をやはり解決してやらなければ、これを解散したり廃止する意味がないのじゃないですか。そういう意味がないのじゃないですか。どうなんですかね、こういう点では。同時に、こういうときには、ややともすれば、これは研究員にしても、あるいはその他の従業員にしても、不安がつきまといまして、ですから、これを機会に、国の機関が継承した場合に、

試験の研究目標とでも申しましようか、方針とでも申しましようか。そういうものをやはり明確にして、示唆してやらないと、何かしら、この行管の指揮事項による特殊法人のいわゆる整理統合のためにやられたのだ、こういう受け取り方に受けとめられたら、これはやはりたいへんなことだと思ふ。これは意味がないことだと私は思ふのです。だから、こういう点はどうか。その目標なり方針というものはあるのですか。

○政府委員(中澤三郎君) 先ほども申し上げましたように、国の研究機関よりも、いわば相対的な関係におきまして、陣容におきまして、予算規模におきまして、多い規模のままでやつてこられたてん菜研究所の引き継ぎ方でございます。これは先ほど私が申し上げたようなわけでございします。したがしまして、これはいささかしろ向きな比較になるかもしれませんが、現在国の研究機関におきまして研究投資をされているものと比べれば、やはり従来相対的に高かったそのままでの体制、施設を移すというふうに考えるわけでございます。しかし、そのまますことは、何も私が申し上げていることもそのまます施設であればいい、そのまます補助であればいい、そのまます機械設備であればいいというふうなつもりで申し上げているわけではございません。当然、先生の御質問のように、そこに改善すべき研究環境があれば改善するし、更新しなければならぬ研究施設があれば更新する、高度の研究機関が必要ならば当然そういうものを補充いたしまして、研究成果の向上をはかつていかなければならないというふうに考えております。

○古田忠三郎君 その点はわかりました。理解しますがね。そこで研究の目標、それから方針、これは従来のもものを踏襲してやるということですか。

○政府委員(中澤三郎君) これは、先ほども申し上げましたが、てん菜研究所が持つておりました将来の研究計画、いわゆる研究計画としての将来計画、これはあくまでも北海道農業におけるてん

菜の位置を考へての計画でございますので、それをそのまま引き継いでおることも事実でございます。ただ、国の研究機関になるわけでございますので、じゃ、国の立場といたしまして、その将来計画を引き継いだ場合に、どういふ研究方針をとるかということになりますと、やはり具体的に申し上げますならば、先ほど園芸局長からお話ございましたように、新しい品種が出ております。しかも単胚種で省力化のできる非常に機械化に適する品種をつくっておりますけれども、あくまでもそういう品種をより多収で、より病気に強く、そういう機械化に適して省力して栽培ができるような品種をあくまでも目標にしていきたいと思ひます。御承知のように、てん菜は十アール当たりの家族労働報酬というものが非常に高いわけでございますが、時間当たりにすると、他の輪作体系に入りますところの作物と比べると、やはり恵まれておりません。そういう意味におきましては、省力化に適する品種をつくる。しかもそれを機械化で栽培できるというところに研究の目標を置いて進んでいきたいと、こういうふうに思ひます。

○古田忠三郎君 何か地声が低いせいか聞えないんだ。君はそこで聞えるのだけれども、ぼくのほうはあまり聞えない。それほど、耳が遠いほど年はいつていない。年寄りじゃないが、大きい声で答えてくれぬかね。

そこでもう一回重ねて聞きますが、つまりいままでの特殊法人の一切を継承して国の機関が行なうわけでしょう。これは間違いないですね。——その場合に、研究の目標、それから従来やつてきた方針、これはいささかも変更しないという理解でいいですか。

○政府委員(中澤三郎君) そのとおりでございます。

○古田忠三郎君 そこで、時間がないので、次に聞くんですが、すでにあなたの答えは矛盾しているわけですよ。矛盾しているという事です。いまその矛盾をばくは追及しようと思ひませんが、昭和三十四年の二月に、衆議院のこの農林水産委員会で、当時のおそらくは渡部さんという方、次官ですか、農林省の。それから高橋さんという方は、当時の政務次官で、大臣にかわつて提案理由を申し上げておられるんですよ。そのこととちよつと矛盾しているわけですよ。いまの答えは、ですから、その矛盾点をばくは、どういふ言ひをいせん。言ひませんが、もうちよつと前に進めていきませんが、てん菜という作物は寒地畑作農業の基幹作物であるということだけは間違いないわけですね。そのために、農林省も指導奨励したわけですよ。そこで農家経営者、農家の方々は少しも品質的にまさつて、特に反収の多いもの、それからちよつといふあなたも答へられたように、土壌、病害等に強い品質を求めているわけですよ。この研究機関に求めておられるわけですよ。これは皆さんに、もう釈迦に説法ですから、これ以上のことを申し上げません。上げませんが、そういう非常に農家経営者は期待しているわけですよ、この研究機関に。そういうことであるのでありますが、このT一〇一三という品種が、今度北海道に奨励品種としてなされたわけでしょう、農林省が。それでございませうね。——この場合、奨励品種に指定したわけですから、この品種が一体どういふものであるかということ、私もこれはしるうとてありますから、ここでひとつ解明していただく、一つは、それから二つ目は、今後このT一〇一三という品種が農家にやつぱり定着しなければ奨励した意味がないわけでしょう。ですから、農家に定着をはかるために、今後農林省はいろいろ施策をお持ちになつておられるのか、このことを二つ目に聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(伊藤俊三君) Tの一〇一三というものでございますが、これは収量もわりあい高い。十アール当たりの収量も高いし、また糖度もわりあい高いというものでございます。私どもの持つておる資料によりますと、十アール当たりの収量が約四・五トン程度でございます。それから糖度が一六・七くらいでございます。それからその程度の糖度でございますが、非常に——従来輸入品がございまして、ヨーロッパとかからの輸入品種、まあポリラーベだとか、ソローラーベだとか、カーベポリだとか、いろいろなものがございますが、そういうものには比較いたしまして劣らないということが言えるわけでございます。そういう意味で、この一〇一三というのは、非常に有望な品種であるというふうに考えております。なお一〇一三に引き続きまして、さらに一〇一七ですか、一〇一九ですかとか、いろいろな品種がさらに出てこようとしておられるわけでございます。私どもは、こういったたい品種でございますが、いい品種を農家に届けなければならぬわけでございます。これにつきまして、北海道道庁ともよく相談しまして、関係団体ともよく相談しまして、農家に確実に届く、それが普及するという方向に持つていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○古田忠三郎君 そこで、これは一月に指定したわけですね、さうでしょう。——で、いま答へられたんですが、道庁と相談してやると、こういうことなんですが、それはそれでけっこうでしよう。しからば、種はどのくらい準備したのか、用意しましたか。

○政府委員(伊藤俊三君) 数量は、私いまちよつと持つておられますので、後刻御報告させていただきます。

○古田忠三郎君 あとで資料でけっこうです。

○政府委員(伊藤俊三君) それは一べんにはさう種がふえるわけではございません。逐次やつぱりふやしていくというよりなことでございませう。そういう意味で、要望は非常に強いわけでございます。すけれども、私も私も鋭意この増産、種の増産というところに努力をしなければならぬというふうに思つております。

○古田忠三郎君 さうしますとね、資料はあとでいいですがね、一べんにできないということでは、いまの答えでは、そこで採種圃はどのくらい確保しているのか。それもわかりませんか。

○政府委員(伊藤俊三君) まことに恐縮でございますが、これも後日御報告させていただきます。

○足鹿寛君 関連。

伊藤さん、そんな答弁はどうですか。いま古田委員の質問は品種の特性はどうか。それに対して御答弁になつたと思う。農家にどうして定着させるかと、こういう質問ですよ。だから、その種はどうするかと言つたら、種は持つていません、わかりません。じゃあ、一べんにはできないから、採種圃はどうなさるか、と言つたら、その答弁もできない。それで三十二名の職員を、北海道試験場へ、てん菜部をつくつて委譲するんですね。これは相当英断に基づくものでしょう。われわれも、これに対してあまり異議を唱へないと思つておるんですが、そういう具体的な外国の品種に劣らない品種を開発したつて、自慢を言ひながらも、農家への普及の原動力は、種でしよ、量でしよ。採種圃がなきゃ種はできません。その明確な答弁が、この際できないというよりなことは、不用意ではありませんか、少し。私は、はたで聞いておつて、聞くにたえないから一言申し上げますが、それでいいですか。大体、議員をあまりね、あなた方は少しな過ぎているんだ。

○政府委員(伊藤俊三君) はなはだ申しわけございませんが、いま直ちに調べまして御報告申し上げます。

○足鹿寛君 中澤さん、あなた技術会議の事務局長でしよ。あなたがさつきからぼくの質問に対しては相当自信満々のことを言われるが、技術会議はそういうことに対しての具体的な把握はないしよ。そこへてん菜部ができるんでしよ。そのてん菜部が何ほどの採種圃を持つて、年間何ほどの量をつくつて、何年計画でこれを普及して、農家に定着させるかということを御答弁なさい。だめだあなた。

○政府委員(中澤三郎君) 先生にお答え申し上げますが、これは役所の内部の分担の関係になるわけでございます。従来、御案内のように、てん菜

の研究所におきましては、試験研究から、採種から、ずっと一連に、農家のところまで種がいく仕事をおやりになっておったわけでございますので、いまの国の試験場におきましては、品種の試験研究をいたしまして、こういう品種が優良品種であるところまで試験研究するわけでございます。したがって、そのあとの採種圃、いわゆる原々種圃でございますね。それ以後の採種圃を経て農家にいくまでの仕事は、ほかの種子の場合と同じように、何といいますが、一般行政部局の仕事になるわけでございまして、全然そういうことに関心ないわけでございませんが、それは農蚕園芸局長の所管ということでお答えいただいております。

○足鹿堂君 それは官庁のセクシヨナリズムの最たるものだ。これだけの失敗をわれわれは目に見て、賛成もできぬ、反対もできぬ、まあいたしかたがなかるう。でも、北海道のてん菜糖、寒地てん菜糖に貢献するならば、これは意味があらうと。ここで新品種が糖度もいいし、収量もあると、こりいうのができたといつて、いま局長は自慢されたが、そのものに對する普及の基本になる採種圃の中身もわからん、あんな普及率もつかめない、種がいまだだけ用意されていることもわからぬ。それではこの法案を審議するについては不十分過ぎます。こんなことでは、農林水産委員会の審議になりませんよ。そんな行政上のそれは問題であつて、われわれの知ったこっちゃない。

○吉田忠三郎君 資料はあとで提示してもらつてしまして、この法案を審議するに当たりましては、やはり幾つかの問題がある。だから次の委員会にまた私は質問いたしますが、きょうは他の委員の方々ももう質問準備して待つてゐるわけだ。他の関係の党のね。ですから私だけ時間をとるわけにまいりませんか、課題として聞いておきますが、たとえばいま足鹿委員も指摘したように、職員三十二名、これは国の機関に身分が変更されますね。そういう場合に、これはいつの場合でもそうですが、職員がやはり心配ですよ。待遇とい

いますか、処遇の關係で。一つにはこれは全くしろろとのようなことを聞きますが、職員の出遇はどうなるかという問題が一つ、それから私の意見は、先ほど言ったように、次回の委員会で意見を言いますから。それから国立北海道農業試験場に移った場合の、給与の關係はどうなのか。それからもうちょっと具体的にいえば現在の給与水準で移れるのかどうかということ、今度、国家公務員になるわけですからね。そういうことになるわけでしょう。ですから、こういう關係、それから今後の昇給、昇格、手当の面がどうなのか、こういうこと、それからその次に砂糖の需給關係、これは世界の砂糖の事情はどうなっているかということと、それからもう一つは、世界の砂糖事情というのは、需給の面でどう考えられているか。今後國際的な砂糖の事情の見通しはどう推移するか、これはまあ想定になると思いますが、そういう關係。それからもう一つは、砂糖の国内のこの需給の状況はどうなっているか。それからそうした事情のうちで、今後のわが国の砂糖の自給の見通し、これは資料は、こちらに農林省の資料は持っていますが、それ以外に資料が必要であれば資料を提示していただきたい、こういう關係ね。それから三十四年の二月の五日に、農林省は「甘味資源の自給力強化総合対策」というものを定めましたので、すね。定めました。その中で、基本方針として、ここにございますが、この基本方針を読んでもみますと、砂糖の自給率を、昭和四十三年に五〇％程度とする長期目標を定めているのであります。これはもう御案内のとおり。しかし実際に、昨年の十月に農林省から発表されたこの資料によりますと、これはもう具体的には、どうも農林省というのは、予算委員会でも大臣申し上げたが、何でも試算、ためしの案なんです。これもそうなんです。『農産物需給の展望と生産目標試算』というものが出ている。何でも農林省というものはためしの案、農林省ということよりばくは、試算案にしたらいいんじゃないかと、大臣にばくは予算委員会で言ったです。これは試算なんです。

す。これではまいりますと、五十七年で、二六％から二八％の自給率を基本指標としているのであります。ですから、この目標はただ単なる試算であるのか、あるいは指標であるのか、指導の方針であるのか、こういふ点を、これは次回の委員会でけっこうですから聞かしていただきたい。

その他たくさんあるのであります。あるのであります。私は、当面この試験研究機関が道内に移るわけでありますけれども、この法律が通ると、七月これは一日ですか、一日から施行したいということでしょう。ですから、今度私の考え、拝読みに申し上げますから……。

何といつても北海道は、御承知のように、北国でありますから、冷害を常に考えていなければなりませんね。ですから、そういうことを農林省が考へて寒地畑作農業の基幹作物として私は奨励したものだと思ふのです。

そこでてん菜の生産の振興策と、もう一つは、てん菜だけじゃなくて、各種農畜産物は、やはり価格の問題、先ほど足鹿先生からも触れられましたけれども、価格政策についてどうもはつきりしたものが無いような気がするのです。それで、この価格政策と生産振興策というものが相まったければ、先ほどの話じゃないけれども、幾ら新しい一〇二三の品種をきめて奨励しても、農家に私は定着しないと思うのです。ですから、こういう点でひとつ考え方を聞かせていただきたい。私は端的に言って、農家はやはり単位当たりの収量増加とコスト低減をはかるために、何といたしましても助成の措置を強化していく以外にないのじゃないか。加えて畑地の改良の促進も強力に進めなければ、なかなか皆さんのほうで新しい優秀な品種が開発されたとしても、それを定着させるということとは至難ではないか、こう思うので、こういう点の考え方をひとつ聞かせていただきたい。

それからもう一つは、未整備のままでのてん菜栽培の問題があるのであります。その場合に、やはり機械化一貫体系を確立していかなければならぬと思ふ。これはなぜかという、作目から見ても広範な

やはり作付面積が必要でありますから、あえて私はここで言うのでありますが、そういうことをやはり確立する必要があるところ思っている。そういう面から、このてん菜の高生産栽培というものを進めていくという方向づけを農林省はとらなければならぬんじゃないかと、こう思う。だから、そのための一環として私は、成果があった、ないという議論は別にして、今度皆さんが法律提案をしているわけですが、この試験研究機関というものを、より拡充強化をしていく必要があるところ思っているのです。

そういう面での省力栽培といいますが、つまり生産効率というものを並行して高めていくことにならなければ、この意味はないと、こう考えているのであります。

それから価格の問題でありますけれども、現行の価格は算定方式について私はやはり問題がある。こう思っているのであります。したがいまして、これはてん菜だけではありません。たとえば米にしてもそうだし、麦にしてもそうでありますけれども、特にこのてん菜の場合の価格の算定方式というのは幾つかの問題がある。それで、これはあらためてやはり生産者の価格を補償して安定した価格にする必要があると、こう思うのです。こういう点では私は大臣に、価格政策の問題ですから大臣の考え方を聞かしていただきたい。それともう一つは、先ほど来伺って答えられているのであります。やはり何とかいたしまして私は、国内産糖の自給体制を確立をして――漸次これは上昇価格になってきていますけれども、やはり国内甘味資源というものを確保していくというのを、この際、基本にしなければならぬと私は思う。そのことはてん菜栽培の私は、基本的な命題だと、これは見解が通うかわかりません。皆さんとは。私の考え方はそういう考え方を持っているわけです。ですからこういう点で一体どういうふうに考えられるか。

それから特に北海道の場合は、畑作の適地は既聖地、そしてまた、あるいは開発可耕地を含めま

して御承知のとおり、広大なものです。もし日本に畑作農業があるとなれば、私は北海道よりな
いと、こういって差しつかえないのじゃないか
と思うくらい、広大な開墾可耕地を持つておるわ
けです。だから、私は、こういう問題をとらえる
場合に、国家的にこういう問題を、たとえば輪作
の政策等も考えてみて、畑作経営といいますが、
そういう経営上からみても、てん菜栽培とい
うものは長期安定化をしていくような政策樹立
というものを、この際この基本原則にしなければ
ならぬことではないのか、こう思っていることが
一つあるんです。こういう点でひとつこれ
も大臣でけっこうですが、この考え方を聞かして
いただきたいと思っています。

その他、これは農家だけじゃなくて、やはりて
ん菜の製造業者に対しても、たとえば価格などは
これは一つの私の考え方でありましてけれども、政
府が売り戻し価格という制度をとっていますね、
いま――いますね。そしてまた逆に砂糖は日本で
四大市場といわれている市場価格というものがあ
るのでありますけれども、私は、やはりこの市場に
おける価格をてん菜糖の価格にするのが至当では
ないのか、価格政策上ね。そういう考え方を持っ
ている一人なんです。ですから、この点を時間あ
りませんから、私は、言いつばなしで、皆さんの
意見を聞いて、さらに再質問なりあるいは政策的
なことについては、次回の委員会に委員長、私は
質問することを申し上げて、いま申し上げた点に
ついての答えだけで私の質問を終わりたいと思
います。

○政府委員(伊藤俊三君) まず先ほどの御質問の
数字の点につきまして、数字がわかってまいりま
したので御報告申し上げます。

いまT一〇一三につきまして母根園が一六ア
ールということでありまして、それから採種が四・五
アールでございます。これは原々種でございます
す。それから原種につきましては、母根園が三十
三アール、それから採種が二十二アールというこ
とです。それから栽培園でありますが、八十八ヘ

タールということを目にいたしております。で、
これをさらに拡充してまいりたいと思っております
が、私どもとしては、五十一年度までにT一
〇一三による園場といえますか、これは農家で
ございまして、二万町歩程度に持つていくとい
うことを考えておる次第でございます。先ほど
なほは申しわけなかったわけでありまして、数字
がわかりましたので御報告を申し上げさしてい
たきたいと思います。

それから国際需給のお話がありました。国際
的需給それから国内自給のお話があったわけ
でございますが、砂糖の世界的な需給――需要と供給
でございますが、これは総量が七千四百万トン
と……

○吉田忠三郎君 その前に職員の待遇の問題を聞
いたんですが……

○政府委員(中澤三郎君) 職員の待遇の問題で
ございまして、基本的には、国に移った場合に、て
ん菜研究所に採用されたときをもつて、国に採用
されたものとみなされまして、原則的には、それ
で、所定の格づけを行なった給与が支給されるこ
とになるわけでございます。これが原則でござい
ます。具体的には、人事院との協議という義務づ
けがございまして、原則的にはただいま申し上げ
たとおりでございます。具体的に想定してみます
と、現在の給与水準が支給されるかどうかとい
うお尋ねでございますが、個々の人に、一応、私
たちが事務的に当たってみますと、実問題として
は、平均十数パーセントのダウンという形をとら
ざるを得ないと、こういうふうに現在のところ
は考えておるわけでございます。

○吉田忠三郎君 それは、十数パーセントダウン
ということ、その働いている労働者に対して不
利益を与えるということになるんじゃないです
か、このことによつて。

○政府委員(伊藤俊三君) その件につきまして
は、給与につきましては、ただいま御説明申し上
げましたように、国家公務員となることによりま
して、ある程度低下するということは事実でござ

います。しかし、特殊法人の職員が国家公務員
になります場合に、身分が安定するということ、
それから年金の額が、これがかなり多くなりま
す。健康保険、短期共済でございますが、これが
有利であります。それから福利厚生施設の利用の
面でも有利であるというように、これを考えまし
て、全般的に考えますと不利にはならないので
はないかというようにも考えております。また、こ
のてん菜振興会の職員――現地で、北海道で試験
研究をやっておられる方々も、国家公務員に早
くも承っております。

さらに、数字的なことを御質問でございました
ので御報告申し上げます。

砂糖の世界的な需給の問題でございますが、総
量が七千四百万トンということになっておりまし
て、このうちで五千三百万トンが生産国内で消費
される。二千百万トン程度が貿易量として流通
するということに相なっております。で、おもな
輸出国は、キューバ、オーストラリア、南ア
フリカ、ブラジルということでございます。おもな
輸入国は、日本とか、カナダということござい
ます。日本はおおむね二百四十万トン程度のもの
を輸入をいたしておるということでございます。

わが国の国内の需給関係でございますけれども、
砂糖の需要量は、年間約三百万トンといわれ
ております。供給は、国内産のてん菜糖が約三十
八万トン、サトウキビから出てくる砂糖――甘蔗
糖でございますが、これが二十五万トンござい
ます。約自給率が二〇%、残りの二百四十万トン
は、先ほど申し上げたように、輸入に仰いで
おる、こういうような状況に相なっております。

それからいろいろ御質問があったわけござ
いますけれども、私どもとしては、国内産糖に
よる自給率ということ、これはできる限り自給率を
高めるといふことは必要だと思っておりますわけ
でございます。ただ、最近、非常に消費のほうも伸び
てきておりまして、当初、昭和三十四年当時考
えたほどの自給率にはなかなかいきにくい点もある

わけでございますけれども、私どもはいたしまし
ては、現在、生産目標の試算で考えております
ところでは、砂糖につきましては五十七年には二
六ないし二八%程度の自給率に持つていきたい、こ
ういうことを現在考えておる次第でございます。
それからてん菜の栽培につきまして、これを機
械化――一貫体系を考へるべきではないかとい
う、そういった面での試験研究というふうなもの
もやるべきではないかというお話でございますが、こ
れはまことにそのとおりであろうと思つていま
す。後、やはり労働力というものがかなり不足を
している過程で、てん菜の労働力になるべく軽減
するということが必要であるというように考
えておるわけで、その機械化のために一そうの努力を
しなければならぬと思つております。先ほど申し
上げたT一〇一三というふうなものもそういった
機械化にうまく合うようなものもさうい
うなことから、間引きが非常に要らなくなるよ
うなかつこうにはなりません、非常にさうい
う意味で省力化にかなった作物でございます。さ
ういふ品種を育成、普及しながら、また、先生の御指
摘のような機械化栽培というふうなことに努力を
しなければならぬというように私どもは考
えておるわけでございます。

それから北海道畑作の重要性というふうなこ
とがございまして、さういふ北海道畑作の中で、
やはり特にてん菜が非常に重要な作物であるとい
うような考え方を私どもは持つておるわけござ
います。で、このてん菜とほかの作物との輪作体
系をいかにうまくするか、それからまた、酪農と
どういかに結びつけるかというふうなことも
含めまして、てん菜の振興をはかつていかなけれ
ばならないというように私どもは考えておるよ
うな次第でございます。

なお、価格のことにつきましては、大臣から御
答弁いただきたいと思つております。

○国務大臣(櫻内義雄君) てん菜の最低生産者
価格は、先般、四十八年度八千五百六十円と決定
をいたしましたわけでございます。これは御承知の、砂

第一五二三号 昭和四十八年四月十四日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県麻植郡川島町桑村九四〇
榎原保一外六十三名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一五五七号 昭和四十八年四月十六日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県麻植郡鴨島町鴨島農業協同組合長 河野進外百二十一名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一五六一号 昭和四十八年四月十七日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島県海部郡日和佐町奥河内日和佐農業協同組合長 坂本利市外九十七名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一五七二号 昭和四十八年四月十八日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島市市神町吉成五〇ノ一徳島市農業協同組合応神支部内 三輪敏文外二十九名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一六一六号 昭和四十八年四月十九日受理
政府保有の過剰米及び政府操作飼料の半額以下での売却に関する法律の制定等に関する請願

請願者 徳島市勝岡町中須一五徳島市農業協同組合勝岡支部内 荻野行夫外十三名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第九七九号と同じである。

第一五七五号 昭和四十八年四月十八日受理
土地改良長期計画の推進に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西六丁目北海道道議会議員 杉本栄一

紹介議員 河川 陽一君
現在、北海道農業はわが国の主要な食糧供給基地としての使命を果たすため、大規模高生産性農業の確立を目標として、農業生産基盤の整備を積極的に推進しているところであるから、国において近く決定されるといわれる新土地改良長期計画の実施にあたっては、左記諸点について十分な措置をとらねばならない。

一、本道に対し重厚な投資を行なうとともに、本道の特殊性にかんがみ、ほ場整備、畑地帯総合土地改良、農道網整備を含む農村環境整備等の諸事業に重点を指向すること。

二、事業量の増大と事業内容の高度化に伴って増大する地方公共団体・受益農家等の負担を軽減する措置をとること。

三、農業基盤整備事業を計画的に推進するため、農外資本等の土地買い占めに對する規制を強化するとともに、国有地等の活用が円滑に実施できるように措置すること。

第一五七六号 昭和四十八年四月十八日受理
北海道農業危機突破に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西六丁目北海道道議会議員 杉本栄一

紹介議員 河川 陽一君
左記対策を緊急に実施されたい。

一、昭和四十八年度から農業の累積負債の整理対策を講ずること。

二、農畜産物の貿易自由化を絶対に拡大しないこと。

三、畑作振興対策として、
(1) てん菜、馬鈴しょ、豆類等の価格は、農家の所得安定が期されるよう適正な水準とする。

(2) 畑作物共済制度を確立すること。
四、農業金融対策として、長期低利、かつ、高融資率の大型金融制度を確立すること。

五、飼料対策として、
(1) 政府操作飼料及び飼料用米穀を大量に払い下げる。

(2) 農家負担の軽減をはかるため重厚な資金措置をとること。
(3) 飼料の自給対策を強化すること。

理由
一、貿易自由化の強まる中で、酪農は停滞に転じ、農家負債も累積するなど、北海道農業はかつてない重大な危機に直面し、農民不安が高まっている。又、最近の世界的食料事情の悪化の影響をまともに受けて、大豆、飼料穀物等の価格は暴落し、農業経営も大打撃を受け、消費者も深刻な影響を受けている。

第一五八九号 昭和四十八年四月十八日受理
農産物の貿易自由化阻止に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議員 佐多宗二

紹介議員 迫水 久常君
農産物の貿易自由化を阻止されたい。

理由
政府は、貿易自由化を進めるため農産物の残存輸入制限品の自由化について検討中であつたが、今回アメリカから強く自由化を求められていたオレンジを中心とするトマトケチャップ等数品目を自由化する意向を固め、近く四月中にも実施する決意のようである。これら外国果実類等の貿易自由化が実現し輸入されることになれば、先般来み

かん価格の暴落により危機にひんしているみかん生産農家はむろん、トマトジュース等生産者に及ぼす影響はまことに大きく、これら生産者にとつて死活の問題である。

第一五九〇号 昭和四十八年四月十八日受理
みかん対策についての特別措置に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五六鹿児島県議会議員 佐多宗二

紹介議員 迫水 久常君
みかん作農家の窮状を打開し、経営の安定を図るため、左記の施策を早急に実現されたい。

一、生果及び果汁の学校給食制度の確立と助成措置を講ずること。

二、みかんの価格補償制度を制定すること。

理由
みかんは、わが国農業の基幹作物として、その振興が図られてきたが、四十七年産温州みかんは豊作によつて価格が暴落し、生産農家は大きな打撃をこうむり、きわめて憂慮すべき事態を生じている。さらに今後圃場化率の増大が予想されるので、産地における事態はいつそう深刻化することは必至とみられる。

五月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、農林中央金庫法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月十日）

一、農業協同組合法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月六日）

第八号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五	一	終わりから 二五	うたつて、	うたつて
六	一	二四	事件等で	事件等が
七	二	二七	質問を	質問と
一〇	一	二〇	何にもかも	何にもかも
一三	一	二八	配飼料	配合飼料
二一	一	三三	しまい	しまろ
三六	一	三六	魚獲	漁獲

昭和四十八年五月二十一日印刷

昭和四十八年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局